

秋田市デジタル化推進計画 【第2.1版】

秋田市

令和6年4月1日
(令和7年3月改訂)

目 次

I	はじめに	-----	1
II	現状と課題	-----	2
III	秋田市デジタル化推進計画【第2.0版】	-----	10
IV	取組事項	-----	17
V	デジタル化の推進に係る個別施策（全体）	-----	26
VI	評価指標およびスケジュール管理を行う個別施策	-----	31
VII	用語解説	-----	58

I はじめに

1 計画の改定趣旨

デジタル技術を活用した社会変革を意味する「デジタル・トランスフォーメーション（DX）」の必要性が広く認識されるようになり、産業の振興や地域課題の解決に導くものとして、官民間わずDX推進の気運が高まりつつあります。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大が、国民の日常生活や働き方、価値観等に大きな変化をもたらしたことを契機に、国ではIT基本法の見直しやデジタル庁の設置、地方自治体における情報システム標準化への着手など、デジタル社会の実現に向けた動きが一層加速しています。

このような中、人口減少や高齢化に伴う生産年齢人口の減少などの課題を抱える本市が、これから社会経済の変化に対応し、持続可能な社会の実現に取り組みながら力強く歩んでいくためには、デジタル化の推進が急務となっています。

そのためには、こうしたデジタル化の急激な変化を本市の社会課題を解決する機会として捉え、制度・組織の在り方、人材育成およびデジタルデバイド対策なども含めて、各事業が構造としてつながり、課題解決につながるようデジタル化を進めていく、そして、市全体のビジョンを持ってデジタル化を進め、かつ改革していくことが必要です。

このビジョンの実現のためには、市民に身近な行政体としての本市の役割は極めて重要であり、市民とともにデジタル化による改革を推進する意義は極めて大きいものです。

これらの状況を踏まえつつ、第14次秋田市総合計画の「ともにつくり ともに生きる 人・まち・くらし」という基本理念のもと、「デジタル市役所」の実現を含めた本市のデジタル化を推進していくために、「秋田市デジタル化推進計画」を「秋田市デジタル化推進計画【第2.0版】」として改定し、本市の情報化施策全体の方向性を示すものです。

II 現状と課題

1 本市の現状と課題

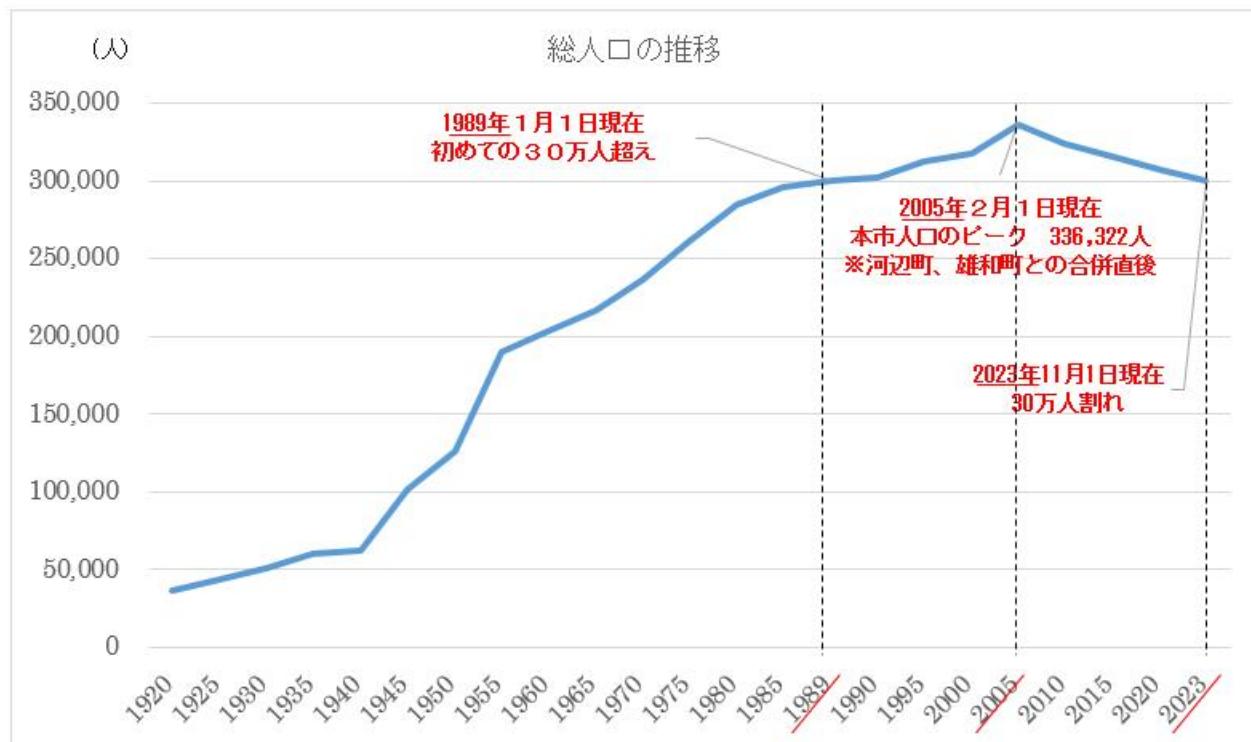
(1) 人口減少と少子高齢化

本市の人口は、戦後、周辺町村との合併を経て急増し、高度経済成長期以降も一貫して増加を続けましたが、2003（平成15）年には減少に転じています。

2005（平成17）年には河辺町・雄和町と合併して33万人に達しましたが、その後も減少が続き、2023（令和5）年11月1日時点では30万人を下回った状態です。

今後については、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の令和5年12月推計によると、2050（令和32）年には、約22万1千人（2020（令和2）年から約28%減少）になると予想されています。

【総人口の推移】



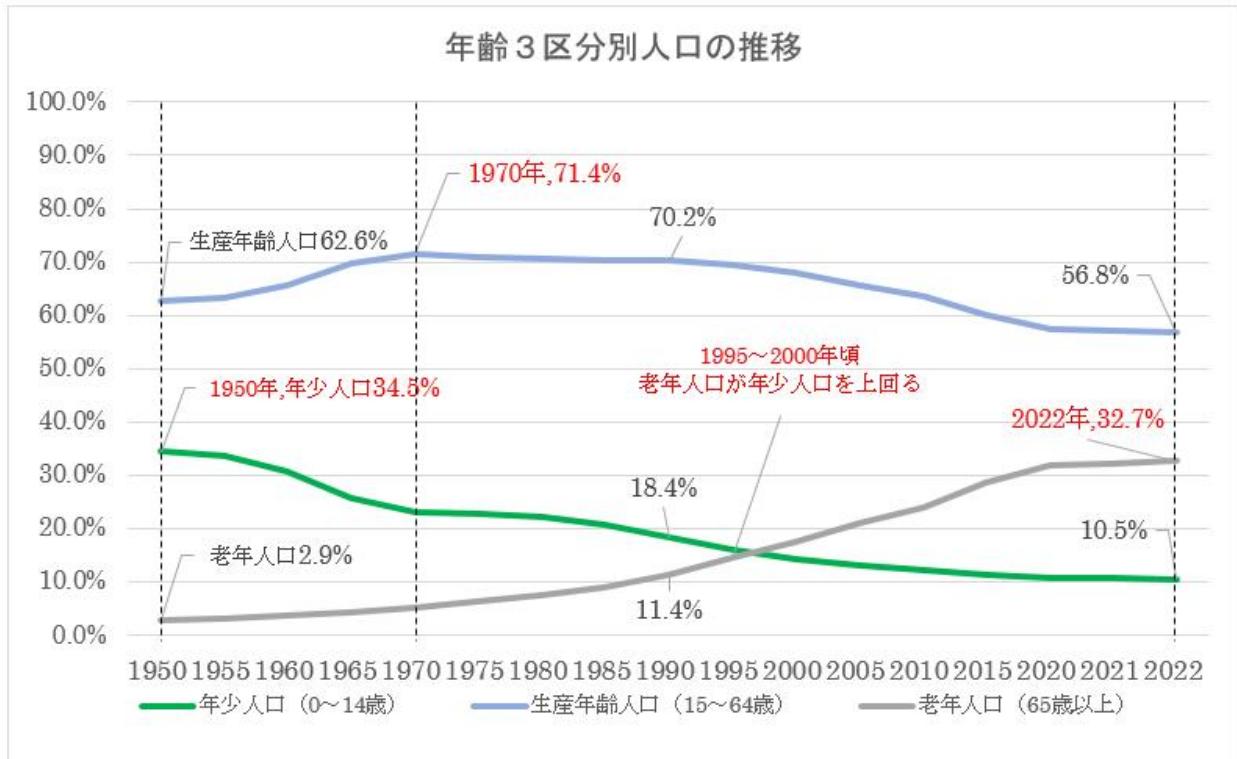
出典：国勢調査、秋田市情報統計課「秋田市人口世帯表」
※国勢調査の結果をグラフ化。ただし、1989（昭和64）年1月1日現在、2005（平成17）年2月1日現在および2023（令和5）年11月1日現在の数値は、「秋田市人口世帯表」による。

年齢3区分別人口の推移をみると、生産年齢人口は戦後増加を続けましたが、2005（平成17）年以降は減少に転じています。年少人口は、1950年代前半には「団塊の世代」、1970年代には「団塊ジュニア世代」の誕生により増加しましたが、長期的には減少傾向が続き、1990年代後半には老人人口を下回っています。老人人口は、生産年齢人口が順次老年期に入り、また、平均余命が伸びたことから、

一貫して増加を続けていますが、2020年代以降は10万人前後で推移すると推計されています。

社人研の推計(令和5年12月公表)による年齢別割合では、今後、年少人口が減少する一方、老人人口は増加傾向が続き、2050（令和32）年には生産年齢人口に迫ると推計されており、老人人口の増加により、社会保障制度への影響のほか、介護の需要増加や介護人材の不足等が予想されます。

【年齢3区分別人口の推移】



出典：国勢調査、秋田市情報統計課「秋田市年齢別・地区別人口」
※国勢調査の結果をグラフ化。ただし、2021(令和3)年および2022(令和4)年の数値は、「秋田市年齢別・地区別人口」による。

本市の人口は、社会減の傾向が縮小しているものの、死亡数が出生数を上回る自然減の傾向が年々強まっているため、人口動態の減少幅は拡大する傾向にあり、生産年齢人口の減少は避けられない現状にあることから、限りある経営資源を効率的に活用し、安定した質の高い公共サービスを提供する必要があります。

そのため、地域情報化と行政情報化の各分野においてデジタル化を積極的に推進し、少子高齢化・人口減少に伴う地域の課題解決にもつながるデジタル技術の活用ならびに行政手続の簡素化および行政運営の効率化など更なる業務改革を進め、市民の利便性向上を図ることが必要です。

2 デジタル化の流れ～DXの広がり～

(1) DXの定義

DX(Digital Transformation デジタル・トランسفォーメーション)とは、2004年にスウェーデンのウメオ大学のエリック・ストルターマン教授によって提唱された概念で、デジタル技術を社会に浸透させて人々の生活をより良いものへと変革することを意味します。

日本におけるDXは、2018年に経済産業省が「デジタルトランسفォーメーションを推進するためのガイドライン（DX推進ガイドライン）」を取りまとめたことを契機に広がったと言われています。このガイドラインでは、DXの定義を「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズをもとに、製品やサービス、ビジネスモデルを変革とともに、業務そのものや、組織、プロセス、企业文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること」として、ビジネスでの優位性の確立にDXが必要であるという観点に立っています。

その後、国では、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」において、「観光DX」「教育DX」「医療・介護分野でのDX」「地域交通・物流・インフラDX」など、各分野がデジタル化を進め、生活をより良いものとする方向性を示すとともに、地方自治体に対しては、「自治体デジタル・トランسفォーメーション(DX)推進計画」で、各自治体が実現すべきデジタル化の要素を述べています。

このように、現在国内で用いられているDXとは、ビジネスだけでなく、組織内部から社会までその範囲を拡大し、デジタル技術を用いて、社会の各分野や組織全体を見直し、それ自体を変革していく、という広い意味となっています。

(2) デジタル化の動向

デジタル化、DXの急激な進捗の背景として、以下の要素があります。

ア スマートフォンの社会インフラ化

国の「令和5年版情報通信白書」によると、デジタルを活用する際に必要となるインターネットなどに接続するための端末について、令和4年の情報通信機器の世帯保有率は、「モバイル端末全体」で97.5%であり、その内数である「スマートフォン」は90.1%、パソコンは69.0%となっています。

また、令和4年のインターネット利用率（個人）は84.9%となっており、端末別のインターネット利用率（個人）は、「スマートフォン」(71.2%)が「パソコン」(48.5%)を22.7ポイント上回っています。

また、5Gなど通信の高速化、大容量化とともに、様々なサービスがスマートフォンの「アプリ」で提供されたことにより、時間と場所に縛られず、いつでもどこからでも必要な情報にアクセスできるようになったほか、SNSによるコミュニケーション方式の変化、スマートフォンの機能を利用したマイナンバーカードの読み取りやキャッシュレス決済の普及など、様々な場面での利用が進み、スマートフォンの存在が、現在の社会では既に前提になっていると言えます。

のことから、今後の市民向けのサービスは、スマートフォンでの利用を第一

とし、誰一人取り残されない社会の実現のためには、スマートフォンでサービスを利用できるスキルレベルとなることに主眼を置くべきと考えます。

イ インターネットを基盤としたデジタル化の拡大

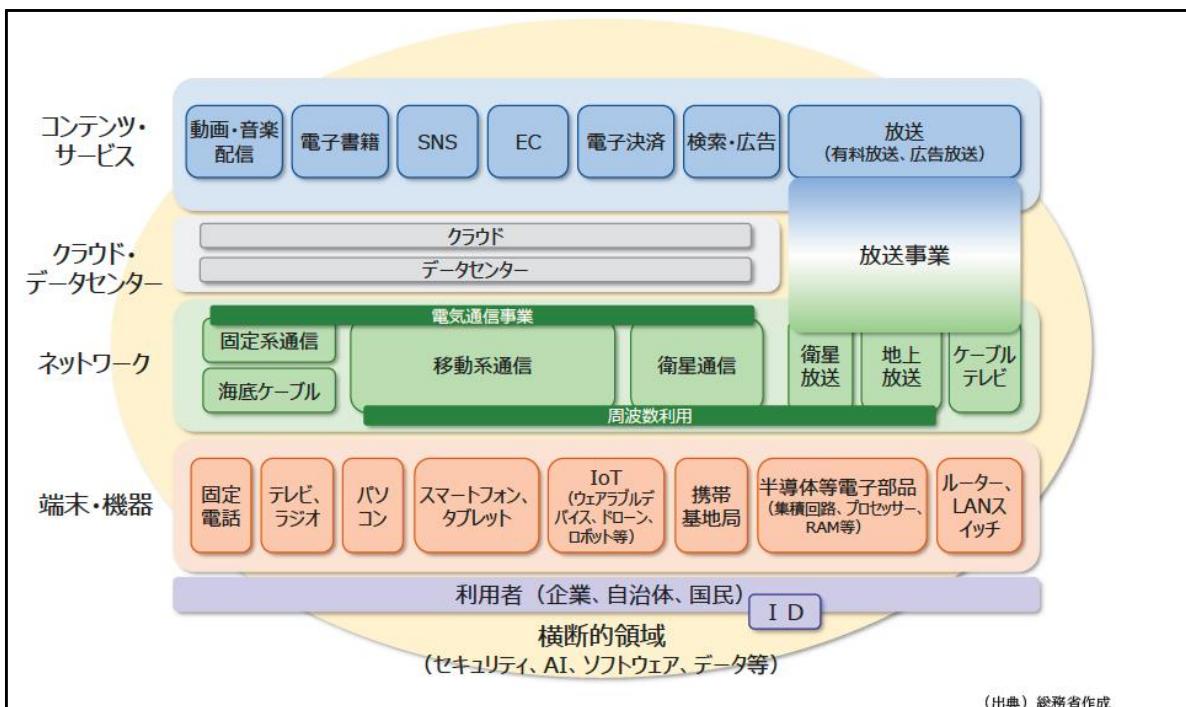
この10年の間に、ネットワークインフラとしてのインターネットは急速に進歩し、それを基盤とした各種サービスの爆発的な普及といった環境の変化が起きました。

これに加え、GAFAに代表されるデジタルプラットフォーマーの台頭や、SNSおよびネットショッピングを含めた世界的な規模でのデジタルサービスの普及、地図情報や画像情報を中心としたサービスの高度化と一般化、さらには近年のChatGPT等のAI技術の発展など、社会や経済の姿は既に大きく変化し、今後もさらに変化していくことが予想されます。

「令和5年版情報通信白書」においても、「通信インフラの高度化やスマートフォンの普及等に伴い、データを活用した多様なデジタルサービスは我々の生活に不可欠なものとなっている。メタバースやデジタルツイン等の新たなデータ利活用の形も注目を集めており、地域活性化、防災、多様な働き方の実現等の我が国が抱える様々な社会的・経済的課題解決に貢献することが期待されている。」と述べられるとともに、「データの安全かつ適正な流通を促進し、データ利活用の恩恵を誰もが享受できる社会の実現に向けた取組の推進が重要」であるとしています。

また、同白書では、「データ流通の新たな潮流」として、ブロックチェーンを活用したデータの流通・分散管理をベースとする「Web3」。メタバースやデジタルツインを活用した新たなサービスがエンターテイメントのみならず、教育、地域活性化、インフラ管理、防災、農業等でも活用され始めていること。対話型言語モデル「ChatGPT」などテキストを入力すると画像を生成する「プロンプト型画像生成AI」にも注目しています。

本市においても、これらのデジタル化の拡大と普及に積極的に対応していくことで、地域課題の解決等につながっていくことが期待されます。



I C Tを取り巻くレイヤー構造（令和5年版情報通信白書）

ウ 新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした生活様式の変化とデジタル化

国の「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画【第2.0版】」で述べられているように、「新型コロナウイルス対応において、地域・組織間で横断的にデータが十分に活用できることなど様々な課題が明らかとなったこと」が契機となり、日本において「こうしたデジタル化の遅れに対して迅速に対処するとともに、「新たな日常」の原動力として」デジタル化およびDXを急速に進めることができました。

国においては、こうした認識に基づき、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を令和2年12月閣議決定し、令和3年には、「デジタル社会形成基本法」が成立しました。また、同年6月には、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が閣議決定しました。その後も「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画【第2.0版】」等を策定するなど、国と地方自治体全てが、デジタル化、DXを急速に進めています。

国の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」においては、デジタル社会の目指すビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」を掲げており、このような社会を目指すことは、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を進めることにつながるとしています。本市においても、その実現に向けて、具体的にデジタル化を進める必要があります。

3 国のデジタル化施策

国は、平成28年12月に「官民データ活用推進基本法」を施行し、「行政手続のオンライン利用の原則化」をはじめ、「オープンデータ等の推進」、「マイナンバーカードの活用」等を重要施策として示すなど、これまでも行政のデジタル化を推進してきたところですが、新型コロナウイルス感染症の流行により、多くの課題が露見され、なお一層のデジタル化が求められるようになりました。

令和2年7月には「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」が閣議決定され、「全ての国民がデジタル技術とデータ利活用の恩恵を享受するとともに、安全で安心な暮らしや豊かさを実感できるデジタル社会の実現」に向けた国全体のデジタル政策が取りまとめられました。

令和2年12月には、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が閣議決定され、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」を基本方針として示しました。同基本方針には、デジタル庁の設置やIT基本法の見直しも盛り込まれました。

また、同月には、デジタル社会の到来に向け、様々な行政サービスのデジタル化やデジタルサービスの普及などの方針を示した「デジタル・ガバメント実行計画」を、これまでの取組の進展や、新型コロナウイルス感染症への対応で明らかになった課題等を踏まえ、改定するとともに、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化し、総務省および関係省庁による支援策等を取りまとめた「自治体デジタル・トランسفォーメーション(DX)推進計画」を策定しました。

令和3年6月には、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が策定され、デジタル社会の形成のために国が迅速かつ重点的に実施すべき施策に関する基本的な方針等を定め、その後「デジタル・ガバメント実行計画」等関連計画については、この計画に統合されていくこととなります。

令和3年9月には、デジタル改革関連法の中でも中核となる「デジタル社会形成基本法」が施行され、デジタル社会の形成に関する基本理念や施策策定の基本方針、国・自治体・事業者の責務等が示されました。同法の施行とともに、デジタル社会実現の司令塔として「デジタル庁」が発足しています。

以降も、国においては、新たに「デジタル田園都市国家構想」を掲げるなど、自治体DXに関連する様々な動きがあり、令和4年6月には、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」および「デジタル田園都市国家構想基本方針」が閣議決定され、国としての方針が示されています。

4 これまでの本市の取組

(1) 本市のデジタル化の現状

本市ではこれまで、各種届出やイベントの申込みに係る電子申請、市税に係る申告（eLTAX）、文化施設・スポーツ施設の利用に係る公共施設案内・予約システムなどを展開し、市民サービスの向上に努めてきました。

また、庁内におけるデジタル化の推進として、行政情報ネットワークの整備、行政事務システムの導入など、様々なシステムや情報基盤の整備にも取り組んできました。

令和3年6月には「秋田市デジタル化推進計画」を策定し、市役所に行かなくても各種行政手続が可能となる「デジタル市役所」の実現を目指として掲げ、オンラインでの行政サービスの提供や行政手続の簡素化・行政運営の効率化などを進めてきたほか、キャッシュレス決済導入やコミュニティセンターへのWi-Fiの整備、汎用機システムのオープン化など、より一層デジタル化を推進してきたところです。

(2) 秋田市デジタル化推進計画（令和3年6月策定）

本市では、デジタル化を部局横断的に推進するため、「デジタル化推進本部」を令和3年5月に設置し、同年6月に「秋田市デジタル化推進計画」を策定しました。

この計画では、「①手続における情報通信の技術の利用等に係る取組（オンライン化原則）」「②官民データの容易な利用等に係る取組（オープンデータの推進）」「③個人番号カードの普及および活用に係る取組（マイナンバーカードの普及・活用）」「④利用の機会等の格差の是正に係る取組（デジタルデバイド対策等）」「⑤情報システムに係る規格の整備および互換性の確保等に係る取組（標準化、デジタル化、システム改革、業務の見直し（BPR））」「⑥先端技術を活用した取組」「⑦デジタル化により新たな価値を生み出す取組」の7つの基本的な方針を掲げているものです。

この計画に基づき、本市では、これまで市民の利便性の向上と行政運営の効率化を図るとともに、本市全体のデジタル化を推進してきました。

特に、「デジタル市役所の実現」を目指し、各種証明書や粗大ごみ収集申込みなどオンライン申請を進めるとともに、窓口手数料や観光・文化施設の入場料等の支払いにキャッシュレス決済を導入したほか、RPA等による事務の効率化にも取り組んできました。

また、デジタルに不慣れな市民の方でもデジタル機器やサービスを利用できるよう、スマートフォン教室の開催や相談窓口を設置するなど戦略的なデジタルデバイド対策も進めてきました。

このように、市民サービスの向上に向けた地域情報化に関する取組を着実に進めるとともに、基幹システムの最適化やRPA導入などにより内部の行政事務を効率化する行政情報化にも取り組んできたところです。

しかし、近年はこれまで以上にデジタル環境の変革が急激に進んでおり、生成AIをはじめとする先進的な技術やビッグデータ、RPA等を活用した、新たな

視点からの業務効率化や市民サービスの向上が求められています。

(3) 秋田市デジタル化推進計画【第2.0版】

本市では、DXという言葉が一般化するより前から、単なるデジタル化ではなく、BPRによる業務改革やデジタル人材の育成、グループウェアを介したナレッジマネジメント等を、互いに連携させながら同時に取り組み、庁内の文化を徐々に変革してきた経緯があります。

また、この時に培った人材の重要性という視点に基づき、令和3年に策定した「秋田市デジタル化推進計画」においては、行政情報化だけでなく地域情報化を含め、誰一人取り残すことのないデジタル改革を目指してきました。

これらの経緯を踏まえ、本市においては、DXという言葉を新たに使用するのではなく、以前から親しまれ、着実に進めてきた「デジタル化」という言葉を引き続き使用し、その中で、DXも実現していくこととします。

のことから、本計画の名称は、先の計画をバージョンアップするという意味を含め、「秋田市デジタル化推進計画【第2.0版】」とします。

Ⅲ 秋田市デジタル化推進計画【第2.0版】

1 理念

「第14次秋田市総合計画」においても、基本理念として「ともにつくり ともに生きる 人・まち・くらし ～元気と豊かさを次世代に 人口減少を乗り越えて～」としており、その視点として「行政の各分野においても I C T や A I をはじめとしたデジタル技術を積極的に活用し、行政手続の簡素化や行政運営の効率化などによる業務改革を進め、市民の利便性の向上に努める」というデジタル市役所の実現を目指しております。

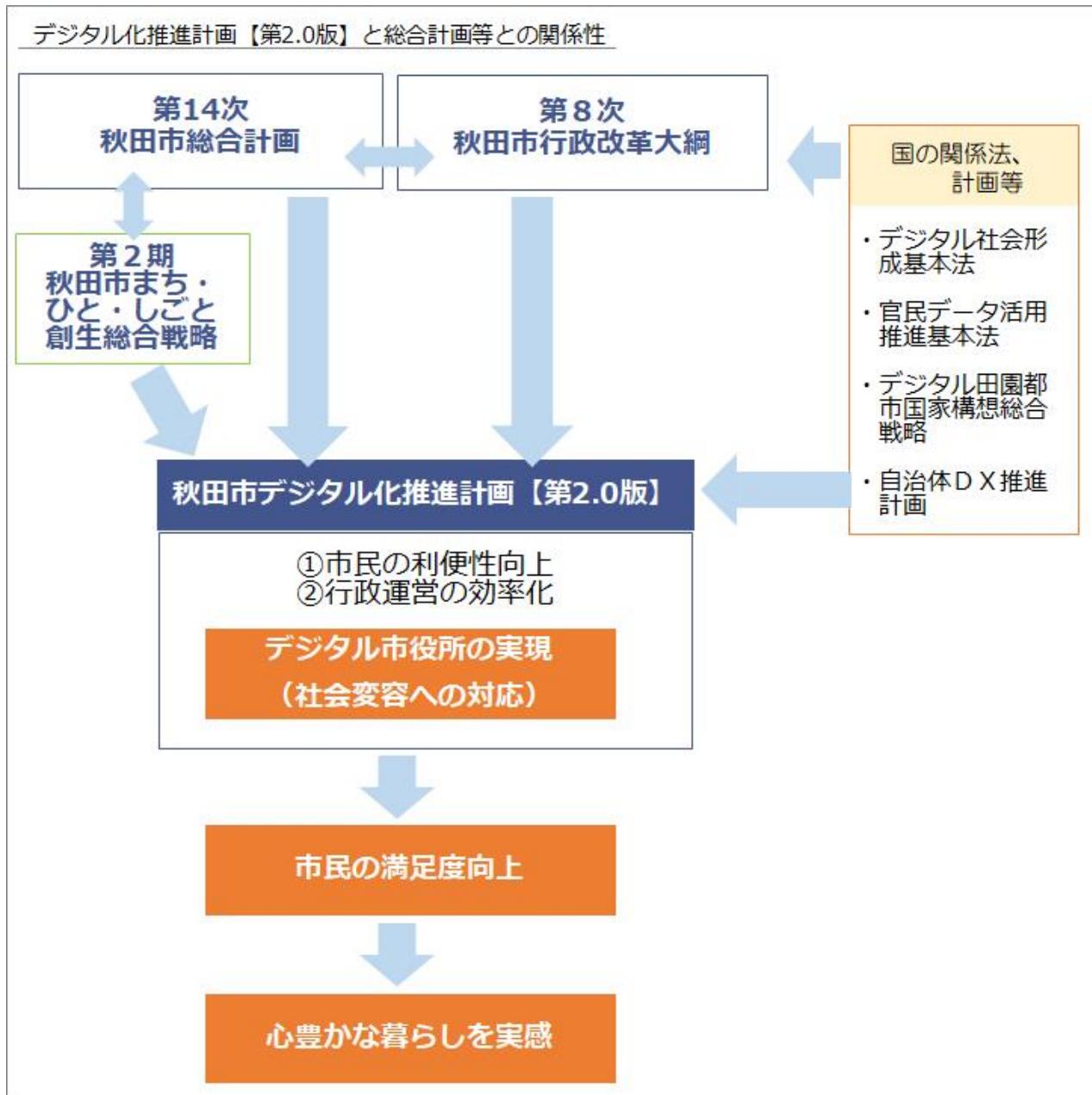
また、市民一人ひとりが暮らしの豊かさを実感し、「このまちで生きる」ことに幸せと誇りを感じ、都市としての魅力を高めていくために、デジタル技術を積極的に活用し、かつ市民一人ひとりが、デジタル化のメリットを実感できることが肝要であり、それにより「心豊かな暮らし」とそれを支えるデジタル化などの「社会基盤」をバランスを取りながら、推進していくこととします。

2 計画の位置付け

本計画は、本市の最上位計画である「第14次秋田市総合計画」に掲げる基本構想実現のため、市民の利便性向上や行政運営の効率化に資するデジタル化に関する施策の基本的指針を示すことを目的とした個別計画です。

また、本市の行政改革の総合的な指針となる「第8次秋田市行政改革大綱」や、デジタル化の推進および I C T や A I の活用を横断的視点として取り入れている「第2期秋田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」とも関連性が深いことから、これらとの整合性を図っています。

本計画は、官民データ活用推進基本法第9条第3項に規定する官民データ活用推進計画として位置付けるとともに、その他国の計画等との関連として、「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」で示されている取組事項や、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」で示される地方の課題解決に係る考え方を取り込みながら、本市の特性や実情を踏まえた内容としています。



3 計画期間

本計画の期間は令和6年度から令和8年度の3年間とします。なお、この期間中に必要であれば隨時構成を変更することとします。また、各事業については、新規の事業の追加や開始年度の調整管理もあることから、毎年改訂します。

4 推進体制

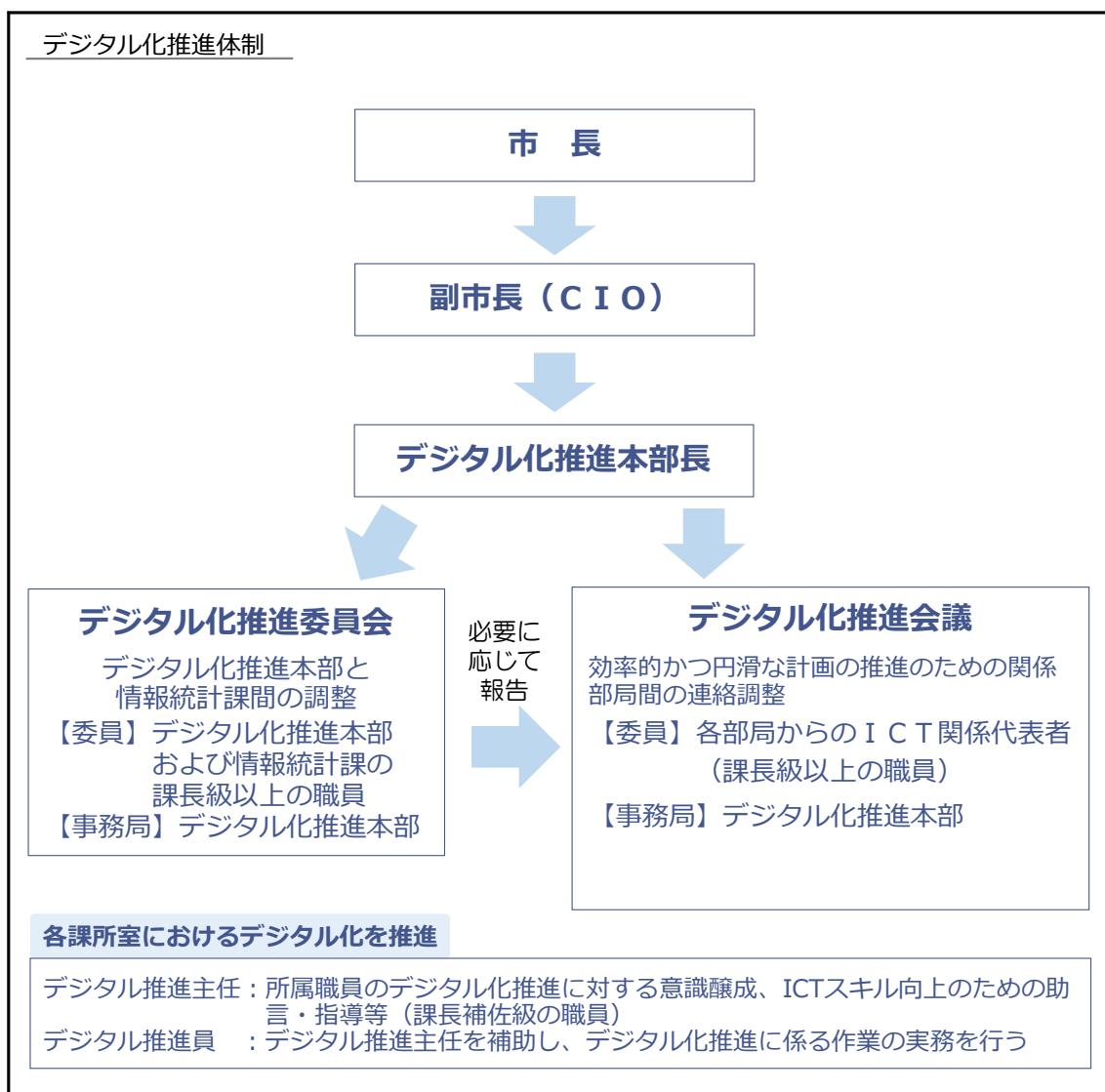
本計画の推進に当たっては、「デジタル化推進本部」がデジタル化に係る取組を企画・調整し、業務所管課へ技術的な指導・支援を行うなど、市全体のデジタル化を部局横断的に推進することとします。

本市全体としての推進には、実施部門である各部局との連携・協力が不可欠であることから、本市のデジタル化推進の中心的な役割を担う「デジタル化推進会

議」で本計画の取組状況の確認、各施策の進捗管理および効果に関する評価・分析を行い、必要に応じて本計画の見直しを実施します。

また、グループウェアの構築や行政情報ネットワークの活用など、全庁的な事項で情報統計課分掌事務と関わる事項については、「デジタル化推進委員会」で調整を図り、必要に応じてデジタル化推進会議へ報告を行います。

このほか、各課所室において、デジタル化推進の責任者となる「デジタル推進主任」（各課所室1名）および推進主任を補助する「デジタル推進員」（各課所室1名以上）を設置し、「デジタル化推進本部」「情報統計課」との間で連携を図ることとしています。この「デジタル推進主任・推進員」は、所属課所室においてデジタル技術を活用した手法を積極的に取り入れるほか、所属職員のデジタル化推進に対する意識の醸成等を図るとともに、ICTスキル向上のための助言・指導等を行うこととしています。



5 目指す将来像

理念において述べられているように、「行政の各分野においてもＩＣＴやＡＩをはじめとしたデジタル技術を積極的に活用し、行政手続の簡素化や行政運営の効率化などによる業務改革を進め、市民の利便性の向上に努める」とともに、市民が市役所に行かなくても全ての手續ができる機能を持つ「デジタル市役所」を実現することを目指します。

また、市民の「心豊かな暮らし」を実現するため、市民一人ひとりが「新しい生活様式」を支えるデジタル技術を使いこなしながら、自らの生活の質を高め、かつ誰一人デジタル化の進歩から取り残されない社会を実現することを目指す将来像とします。

その実現のために、「6 重要な視点」をキーポイントにしつつ、「7 施策の構成」として各施策を推進します。

6 重要な視点

計画の推進に当たっては、次の4つの重要な視点に留意しながら進めます。

視点① 利用者ファースト、デジタルファースト、スマホファースト

「人に優しいデジタル化」による市民一人ひとりに寄り添った豊かな社会の実現のため、利用者の視点に立って何が必要かを考え、市民にとって利用しやすい取組を展開し、多様なサービスの価値の向上を図ります。

またデジタルファーストとして、紙を介した業務をできるだけデジタル化し、効率性、即時性を図る必要があります。

最後にスマホファーストとして、既にスマートフォンは、パソコンの利用率以上となり、実質的にデジタル化における基盤となっていることから、今後のサービスは、これまでのパソコン中心ではなく、スマートフォンを中心にしていくとともに、デジタルデバイド対策では、スマートフォンのスキル講習を積極的に展開する必要があります。

視点② 情報の共有と価値の創出

データやそれから抽出された情報は、新たな価値創造の源泉であり、市民を含めた多様な主体による情報の円滑な共有・流通は、関係する多様な主体全体のレベルアップ、価値創造につながります。

このため、デジタル化においては、異分野の情報を結び付けることやその活用を促進することにより、新しい価値の創出やEBPM等による行政の政策立案力の向上等を図ります。

視点③ BPRを伴う改善と見直しの継続

デジタル化は、それぞれの事業で構築すれば終わりでなく、様々な見直し、そして改善を継続的に進めることができます。また、デジタル化した部分だけでなく、その前後の作業も含め、全体を効率化するBPRとしての

工夫・見直し・最適化を続けていく必要があります。

視点④ デジタル人材の育成

デジタル化を推進していくための根本は、人材の育成です。「行政情報化」の観点では、デジタル技術を利活用でき、BPRを自ら実行するためのスキルやマインドを持つ職員の育成が必要です。計画の推進に当たっては、デジタル人材の育成強化を図ります。

また、「地域情報化」の観点では、デジタル化による恩恵を享受できるよう市民一人ひとりのデジタルリテラシーの向上が必須となります。スマートフォン教室の開催やスマートフォン相談窓口の設置などにより、既に情報基盤となっているスマートフォンで様々なサービスを利用し、そのメリットを享受するための基礎を築くだけでなく、最終的に市民が互いに教え合える環境を構築し、そのサポートを行っていきます。

7 施策の構成

本市のデジタル化を進める上で、本市の「秋田市総合計画」と連携を取りながら、あわせて国の「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」および「デジタル田園都市国家構想総合戦略」との連携と整合性を図りつつ、本市として必要なデジタル化推進計画の施策体系として、デジタル技術の活用分野を大きく2つに分けて施策の柱とします。また、これらを支えるセキュリティ対策を徹底します。

(1) 「デジタル化の基礎条件整備」

デジタル化推進のためには、基礎条件となる基盤部分の積極的な整備が必要であり、基盤として3つの柱を設定します。1つ目は「デジタル基盤の整備」であり、「地域情報化」と「行政情報化」の整備を積極的に進めます。また、デジタル化を進める上で、デジタル技術を活用できる人材が必要不可欠であることから、2つ目として「デジタル人材の育成」を積極的に進めます。あわせてデジタル化による利益を享受する上でデジタルに不慣れな高齢者等のリテラシー向上なども必須となるため、3つ目として「誰一人取り残さないための仕組み」である「デジタルデバイド対策」等を推進します。

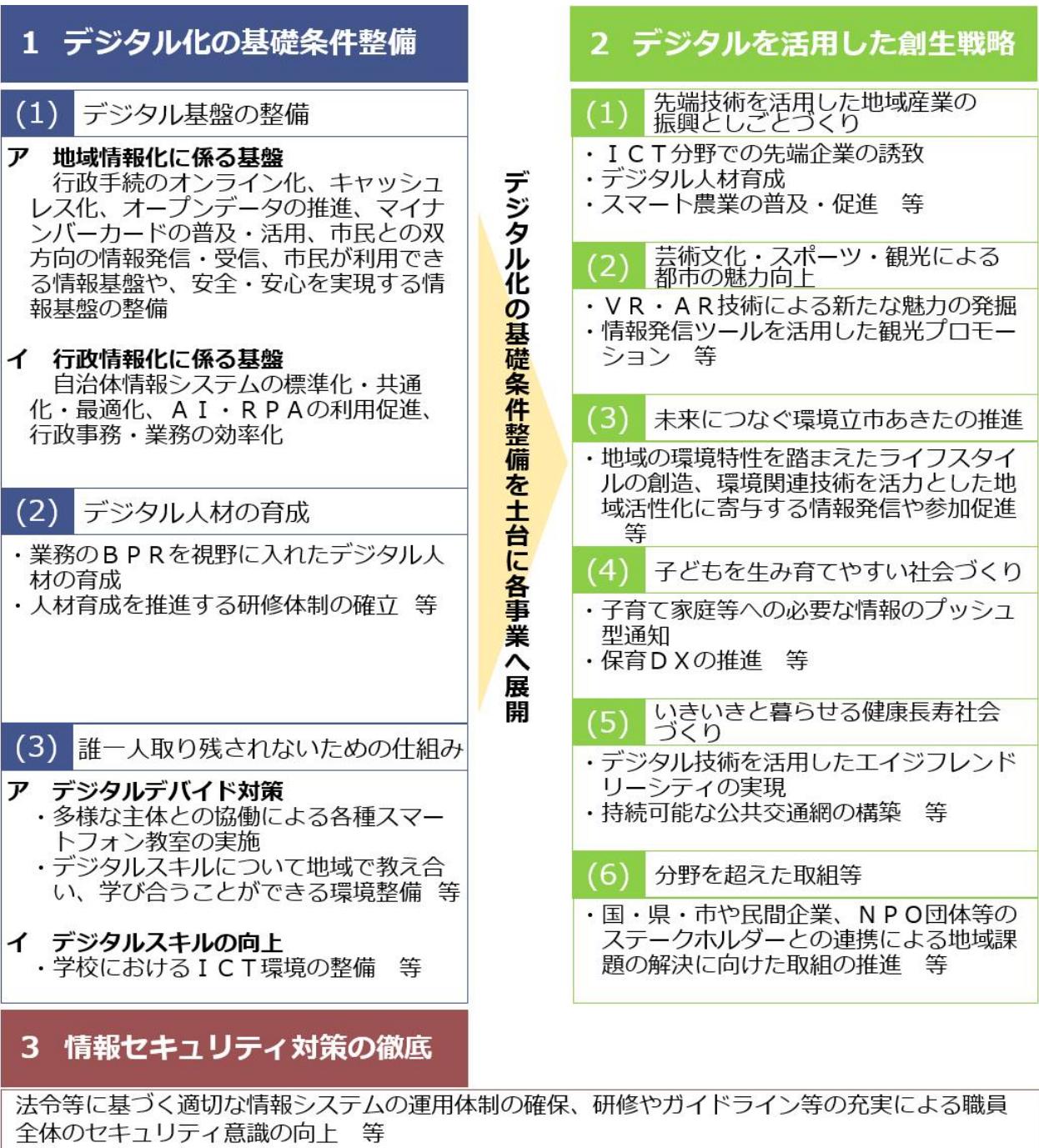
これらの要素は、デジタル化を推進する上で基礎条件と言えるものであり、その整備は、これからデジタル社会を形成していく上で必須となるものです。また、次の創生戦略を展開していく上で前提であり、基盤となる部分と言えます。

(2) 「デジタルを活用した創生戦略」

(1) 「デジタル化の基礎条件整備」を土台として、本市のデジタル化をさらに発展させていくために、大きく5つの戦略を掲げており、秋田市総合計画の各戦略にも連動しています。また5つの枠を超えた部分として、分野を超えた取組等を設定しています。

これらの戦略を推進することで、デジタルの力を活用して、地域課題の具体的な解決を目指していきます。

【施策体系図】



8 情報セキュリティ対策の徹底

本計画の推進に当たっては、日々複雑化・巧妙化するサイバー攻撃等に対応するため、情報セキュリティ対策を徹底する必要があります。

本市が保有する情報には、市民の個人情報のみならず、行政運営上重要な情報など、外部への漏えい等が発生した場合に、極めて重大な結果を招く情報が多数含まれています。このため、取り扱う情報を様々な脅威から防ぐことは、市民のプライバシーや財産等を守り、行政事務の安定的な運営のためにも必要不可欠です。

そのため、最新の情報セキュリティに関する動向を注視しつつ、「サイバーセキュリティ基本法」、「サイバーセキュリティ戦略」（平成27年9月4日閣議決定）、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」、「秋田市情報セキュリティポリシー」に基づく適切な情報システムの運用体制を確保するとともに、研修やガイドライン等の充実による知識・経験の共有化などにより、継続的に職員全体のセキュリティ意識の向上を図ります。

また、自治体の情報システムの標準化・共通化、マイナンバーカードの普及促進により、自治体におけるデータ活用の可能性が拡大するため、「個人情報の保護に関する法律」に基づくデータの公開、運用を図ることとし、適切なデータ活用に努めることとします。

IV 取組事項

1 デジタル化の基礎条件整備

(1) デジタル基盤の整備

ア 地域情報化に係る基盤

(7) 行政手続のオンライン化

デジタル手続法では、行政のあらゆるサービスを最初から最後までデジタルで完結させるために不可欠なデジタル3原則(①デジタルファースト：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する。②ワンストップ：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする。③コネクテッド・ワンストップ：民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する。)が基本原則として示されています。

新型コロナウイルス感染症で顕在化した課題等を克服し、新たな生活様式へ対応するには行政手続のオンライン化が有用であるため、これまでに実施してきたマイナンバーカードを利用したオンラインでの転出手続や証明書の交付請求に加え、引き続き、書面・対面規制の見直しの観点から、オンライン化されていない手続について早期のオンライン化に取り組むとともに、既にオンライン化されている手続についても、使い勝手の向上等を通じて、オンライン利用の拡大を図ります。

(イ) キャッシュレス化

市県民税（普通徴収）や固定資産税などの市税のほか、保育料や水道料金などについて、既にスマートフォン決済やクレジットカードによる納付が可能となっているほか、庁舎や市民サービスセンターの窓口、観光施設等における手数料や入場料等についてもクレジットカードや電子マネーなどのキャッシュレス決済が利用可能となっています。今後は、利用者からの要望を踏まえながら、必要に応じてキャッシュレス対応を進めることにより、市民サービスの向上を図ります。

(ウ) オープンデータの推進

公共データを誰もが利用しやすい形でアクセスできるようにするオープンデータの取組は、行政の高度化・効率化・透明性向上とともに、民間における創意工夫を生かした多様なサービスの迅速かつ効率的な提供、官民協働での諸課題の解決等に資するものとして推進してきたところです。

また、利用したいデータや公開しているデータの質の向上に関する要望を受け付け、今後の方針を関係者で話し合う官民ラウンドテーブルを開催し、オープンデータの利活用等に関する意見交換や新たなデータ公開も行ってきました。

今後も引き続き、データに係るセキュリティや個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、公共データの公開および活用を進めます。

(エ) マイナンバーカードの普及・活用

マイナンバーカードは、オンライン上での確実な本人確認が可能な、デジタル社会の基盤となるツールです。

現在でも、本人確認書類としての利用はもとより、健康保険証利用やオンラインでの確定申告、各種証明書のコンビニ交付サービスなど様々な場面で利活用がなされています。

今後も、引越しワンストップサービスや行政手続のオンライン化など、利活用シーンの拡大が見込まれていることから、引き続きマイナンバーカードを取得しやすい環境の整備に努めます。

(オ) 市民への情報発信、市民からの情報受信

SNSが幅広い世代に浸透し、情報発信の手段が多様化するにつれ、自治体にはこれまで以上に最適な媒体の選択、的確な利用者ニーズの把握、リアルタイムを意識した情報発信などが求められるようになりました。

本市でも長らくホームページとして「秋田市公式サイト」を情報発信の中心的媒体として活用してきましたが、近年ではYouTubeのほか、LINE、Facebook、Instagram、X（旧Twitter）など、多種多様な情報発信手段を情報の種類や対象者に応じて使い分けています。

情報発信においては、障がいの有無、年齢、環境等に関わらず、必要な情報を必要なときに受け取れるよう、文字だけでなく、映像や音声など、動画を活用した多角的な情報発信を推進するため、職員誰もが簡易に動画を作成し、配信できる環境を整備していきます。

また、市民からの情報受信の面では、秋田市公式LINEにより利用者の利便性を向上させるとともに、市民からの情報受信ツールとしてもLINEを活用し、市民と行政のコミュニケーションの双方向化を図っていきます。

(カ) 市民が利用できる情報基盤の整備

観光や防災の拠点施設等において、市民および来訪者の情報収集等の利便性を高めるため、公衆無線LAN環境の整備を行ってきました。

市役所本庁舎や市民サービスセンターのほか、千秋公園や大森山動物園等の観光施設、あきた芸術劇場ミルハスや文化創造館等の文化施設、市立体育館や八橋運動公園のスポーツ施設、図書館やコミュニティセンター等、多くの施設で利用されており、今後も安定稼働に努めます。

市公衆無線LAN利用可能な市施設等

令和5年9月現在

利用可能施設	利用可能SSID
市本庁舎、市民SC6か所（西部市民SC除く） 市民交流プラザ	AKITACITY_FREE_Wi-Fi
コミュニティセンター31か所	AKITACITY_FREE_Wi-Fi_CC
大森山動物園	Omoriyama Wi-Fi
市立図書館、河辺分館、フォンテ文庫	akitacitylib
上記以外の市施設等（西部市民SC、観光施設等）	Akita-City_WiFi

詳細は、<https://www.city.akita.lg.jp/kanko/1015784/1015792.html>

(キ) 安全・安心を実現する情報基盤の整備

大規模化・複合化する災害への対応や冬期における雪対策のために、デジタル技術等を用いた迅速・的確な情報の収集および伝達は、初動体制の確立や応急対策の実施など、迅速かつ適切に対応する上で重要です。そのためには、安全・安心を実現する社会基盤としての「情報基盤」を構築することが不可欠と言えます。

このため、デジタル技術を有効に活用し、災害等の情報を一元的に把握し共有できる体制を整備し、迅速かつ円滑な災害情報収集・伝達活動を展開するために、関係部門での情報共有機能の強化や、災害情報の地図化等による伝達手段の拡充、防災情報の充実・高度化、緊急時に対応できるリモートワーク環境の整備等を進めます。

また、冬期における雪対策については、市民協働の推進や高齢者支援策などの充実を図るとともに、除排雪車両運行管理システムなどを活用した、市民への的確な情報提供と迅速かつ効果的な除排雪体制を強化することにより、安全で円滑な道路交通が確保された雪に強いまちを目指します。

イ 行政情報化に係る基盤

(7) 自治体情報システムの標準化・共通化・最適化

自治体が運用する基幹業務システムは、これまで、それぞれの自治体が個別に開発・カスタマイズし、利用されてきました。その結果、維持管理や制度改正時の改修等においても個別対応が必要となり、その負担が課題となっています。また、給付金等を全国一斉に行う業務においても、各自治体ごとにシステム開発を要することから、迅速に実施することができないという問題も生じています。

そこで、国は自治体情報システムの標準化・共通化を推進し、住民記録や税、福祉などの基幹系20業務について、国が定める標準仕様に準拠した標準準拠システムの利用を義務付けるとともに、それを国が整備するガバメントクラウド上で利用することを努力義務としています。

本市においても、基幹系20業務システムについて、ガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへの移行を着実に進めます。

(イ) A I ・ R P A の利用促進

国が策定した「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」では、自治体は国が作成するA I ・ R P Aの「導入ガイドブック」を参考に、導入・活用して業務の効率化を進めよう示されており、A I ・ R P Aの利活用は今後重要な位置付けとなっています。

A I は、文書の要約や生成などが可能なChatGPT等の生成A I分野において、問合せ内容の自動応答機能など、幅広い分野での活用が期待されています。

R P Aは、人が行う定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットが代わりに行うもので、単純作業の自動化や事務処理の正確性向上などが期待されています。

A I ・ R P Aを活用した業務の効率化については、業務プロセスの見直し（B

P R) など、根本的な対応策を検討し、その上で自動化を行うことが有効です。このことから、A I ・ R P Aの活用方法に加え、業務プロセスの分析手法や業務効率化への意識を醸成する研修等を職員に実施することにより、その利用を促進し業務の効率化を図り、市民サービスの向上につなげていきます。

(4) 行政事務・業務の効率化

本市はこれまでも、行政事務システムにおける電子決裁の導入や、グループウェア等を活用したシステムの内製化をはじめ、アナログ業務のデジタル化に積極的に取り組んできました。

特に、情報の共有化による業務の平準化や属人化の防止に関しては、庁内の職員研修を制度化することで計画的にデジタル化を推進できる人材を育成し、行政事務・業務の効率化を図ってきたところです。

今後、業務効率化の根幹を担ってきたグループウェアを最新バージョンに更新することから、これを機に、これまでの取組内容の整理・分析を行い、行政事務・業務のなお一層の効率化に努めます。

(2) デジタル人材の育成

デジタル化の推進に当たっては、データやデジタル技術を活用し、各課所室の業務自体のB P Rを視野に入れた変革につなげていくデジタル人材が、職員として適切に配置されるよう人材育成に取り組むことが必要です。

デジタル化推進の人材育成に当たっては、中長期的な観点で、一般職員も含めた人材育成の重要性や意義、所属や職位に応じて身につけるべきデジタル技術等の知識・能力・経験、研修体系等を設定した体系的な育成方針を持つ必要があります。

あわせて、セキュリティなど最新動向を踏まえた研修等に取り組む必要があるとともに、管理職等向けの意識改革のための研修や、各担当職員向けの業務に活用できるような実践的な研修、動画研修により受講者が隨時受講可能な研修体制を確立するなど、創意工夫を用いた職員育成の取組が必要です。

また、職員採用試験にデジタル枠を設け、I C T関連の職務経験者を採用するなど、人材確保にも努めており、引き続き、デジタル人材の確保・育成策の検討を進めます。

(3) 誰一人取り残さないための仕組み

ア デジタルデバイド対策

誰もがデジタル化の恩恵を受けられるためには、地理的な制約のほか、年齢、性別等による格差を是正する必要があり、高齢者をはじめとするデジタル技術に不慣れな方がデジタル機器の使用方法を学べるようにサポートすることが重要です。

国では、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合っ

たサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」を掲げており、このような社会を目指すことは、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を進めることにつながるとし、国全体で取組を推進しています。

本市では、市民がデジタル社会の利便性を実感できるよう、多様な主体と協働しながら、様々な形態によって事業を展開することを目指しています。

デジタルスキルの定着には、スマートフォン教室を受講した後も継続して学習することや、場所や時間を問わず反復することができるサポートが必要です。また、将来的に行政の支援を離れても市民がそれぞれの地域において仲間同士で教え合い学び合うことができる環境の整備が重要です。

その実現のため、国のデジタル活用支援推進事業として各種スマートフォン教室を開催するほか、マンツーマンで繰り返し学べる相談窓口や各地域に講師を派遣する出前講座を実施しています。さらに、動画やテキストによるデジタル活用支援に力を入れ、各種スマートフォン教室のフォローアップを図っています。次頁図「高齢者等デジタル活用支援の仕組み」にあるとおり、デジタル活用への支援として、これら全ての事業が連携することが重要であり、各事業が単独ではなく連動することで相乗効果が生まれ、市民のデジタルスキルが着実に定着し向上することが期待されます。

その他にも国や県、教育機関などの様々な主体による取組との連携を図るほか、LINEを活用した情報配信等を展開し、地域におけるデジタル活用支援を進めます。

本市では、将来的には市民がデジタル技術の恩恵を受け、心豊かな暮らしを送ることができる社会を目指し、誰一人として取り残されない仕組みづくりを推進します。

イ デジタルスキルの向上

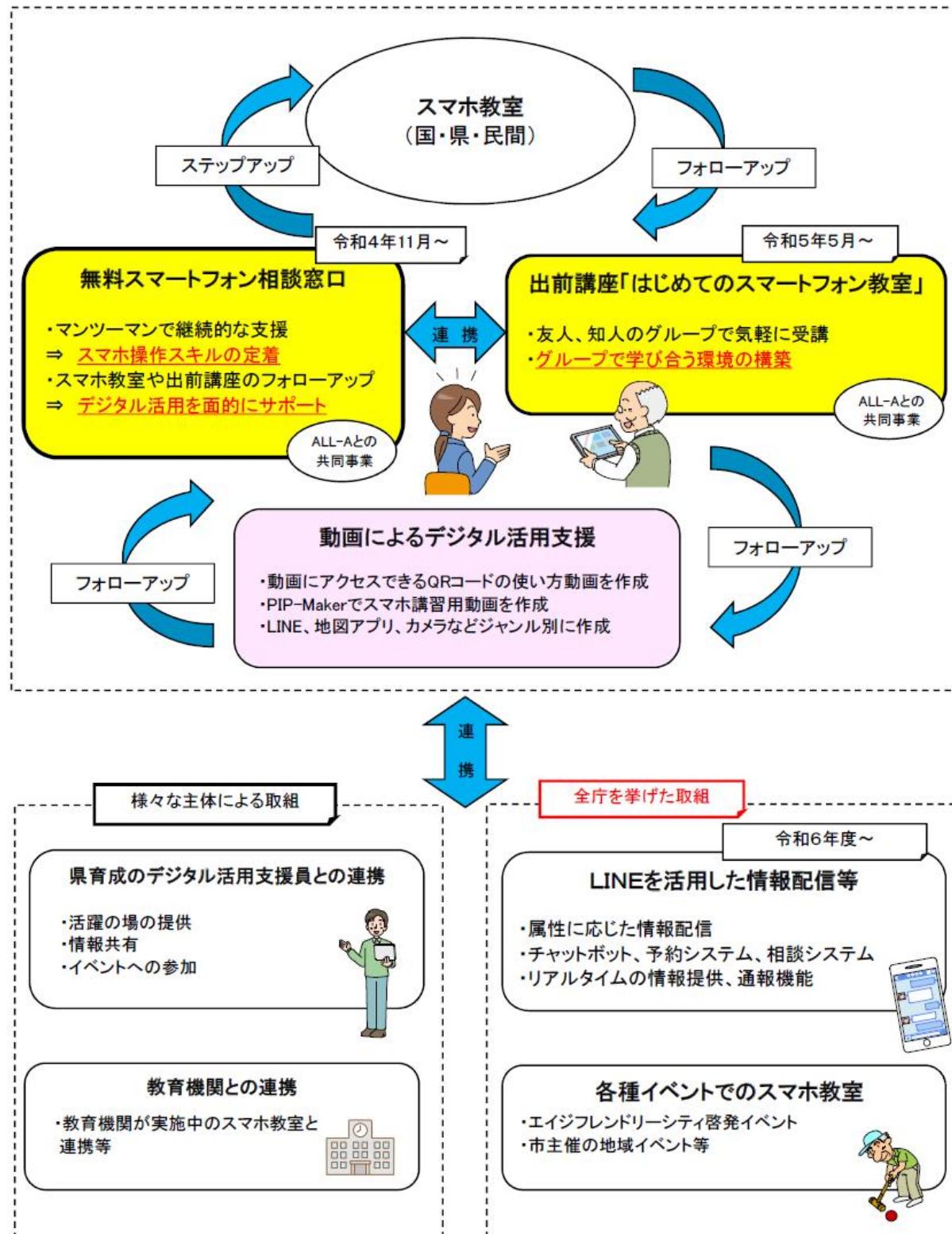
次世代を担う子どもたちには、ＩＣＴスキルを使いこなすための資質や能力を育成する教育が必要です。

このため、GIGAスクール構想に基づき、児童生徒への1人1台のタブレット端末の配布や校内ＬＡＮなどの通信環境を整備するほか、学習ソフトの更新などにより、学校におけるＩＣＴ環境の整備を図ってきました。また、ＩＣＴを効果的に活用した授業実践を積み重ねていくことで、教員のＩＣＴを活用した指導力のなお一層の向上を図ることが重要です。

子どもたちが、ＩＣＴを活用して情報を主体的に収集・判断・表現・処理・創造する活動や、互いの考えを共有して学び合う活動を通して思考力や表現力等をはぐくみます。

また、既にスキルを持つ市民の方にも、急速に進むデジタル化に対応するためには継続的なデジタルスキルの向上が必要です。その実現のため、デジタルスキル向上に資する動画の作成・公開などを通じて、継続的なスキル向上が可能な環境の実現を目指します。

高齢者等デジタル活用支援の仕組み



2 デジタルを活用した創生戦略

(1) 先端技術を活用した地域産業の振興としごとづくり

今後の大いな成長が見込まれるＩＣＴ分野での先端企業の誘致や農業分野におけるＩＣＴ等先端技術の活用による生産性向上などに取り組むことにより、本市の持つ潜在力をいかしながら地域産業の振興を図り、経済活動の活性化と雇用の質の向上につなげることが求められています。

さらには、今後のまちづくりのモデルとして、民間との協働により、先端技術を活用し、スマート農業などの産業分野と、観光、スポーツ、環境、防災などの分野と一体的に展開することで、人口減少・少子高齢化の進行に伴う地域の課題解決につなげていく必要があります。

(2) 芸術文化・スポーツ・観光による都市の魅力向上

見る。聞く。触れる。味わう。薫る。五感を刺激する本市の魅力を引き続き、芸術文化、スポーツ、観光の視点から磨き上げ、交流人口の拡大を図るとともに、市民がいきいきと暮らす魅力あるまちづくりを進めていく必要があります。

そのために、デジタル化の先端技術を利用してながら、本市の新たな魅力を発掘していくことが必要です。ＶＲ技術やＡＲ技術を利用して、新しい魅力を付加するとともに、芸術文化・スポーツ・観光の映像コンテンツなどデジタル基盤を有効に活用しながら秋田市らしさを発信する必要があります。

(3) 未来につなぐ環境立市あきたの推進

恵まれた秋田の資源・エネルギーをいかし、環境と経済の好循環による便利で活力のある暮らしを実現するためには、環境関連産業の創出による地域経済の活性化や、温室効果ガスの吸収源となる森林の整備、環境への負荷の少ない心豊かな暮らし方への転換（ライフスタイルの創出）などを進め、内外にＰＲする必要があります。

また、市、事業者、市民が適切な役割分担のもと、環境への負荷の低減に協働で取り組むとともに、「もったいない」と思う心をはぐくみ、ごみの減量や資源の有効活用等について、自ら考え、行動する意識を醸成することで、持続可能な未来に向けた循環型社会の実現を図る必要があります。

そのため、地域の環境特性を踏まえたライフスタイルの創造および環境関連技術を活力とした地域活性化に資する事業を進めていくに当たり、デジタル技術を下支えに情報発信や参加促進に取り組む必要があります。

(4) 子どもを生み育てやすい社会づくり

結婚や妊娠・出産、子育ての当事者となる世代に対する必要な情報のプッシュ型通知や各種手続のオンライン化などにより、子育て家庭等が、様々な手続をスムーズに行うことができるよう、利便性が高まる取組を推進します。

また、デジタルの活用により、保育施設等における業務負担の軽減や、行政の事務の効率化を図ることで、これまでかかっていた時間やエネルギーをコア業務に振り向け、子育て支援施策の質の向上につなげていきます。

(5) いきいきと暮らせる健康長寿社会づくり

市民一人ひとりが心豊かにいきいきと幸せに暮らすためには、健康寿命を延ばしていくことが必要であり、元気な秋田市づくりの根本になるものです。高齢者が社会の支え手としての役割を担い、活躍できる社会の実現に向け、様々な分野で、デジタル技術を利用しながら「エイジフレンドリーシティ（高齢者にやさしい都市）の実現」に取り組んでいく必要があります。

また、公共交通に関しては、高齢者に限らず、誰もが日常生活や社会生活を営む上で必要不可欠な移動を円滑に行うことができる交通手段の確保と維持が求められており、デジタル技術を活用しながら、市民の利便性の確保と効率性を両立させていく必要があります。

そして、高齢者や障がい者、子育て中の親や子どもなど、誰もが安全安心に暮らせる健康長寿社会をつくるため、デジタル技術などの社会基盤の整備、それを利用した健康づくり、地域コミュニティでの高齢者の活躍の場の創出など、様々な部分でデジタル技術の活用が必要とされています。

(6) 分野を超えた取組等

各分野を超えて、国・県・市や民間企業、NPO団体等のステークホルダーが連携・協働し、地域課題の解決に向けたデジタル化の取組等を推進することは、より大きなデジタル化の流れを生み出すものです。

例えば、デジタル技術による地域通貨やメタバース技術を利用した仮想空間の共有などは、情報基盤の構築として複数の分野や業界における連携とデータの共有が必要になります。AI技術についても、今後分野を超えた研究と利用が進む可能性があります。

これら、分野や業界等を超えた異業種間での研究と共有などへの取組を最先端のデジタル技術を使いながら、推進する必要があります。

3 情報セキュリティ対策の徹底

本計画の推進に当たっては、日々複雑化・巧妙化するサイバー攻撃等に対応するため、情報セキュリティ対策を徹底する必要があります。そのため、最新の技術や知見を研究しつつ、行政内部の「三層の対策」の抜本的な見直しを含め、ガバメントクラウドの活用を前提とした新たなセキュリティ対策の在り方について、国における実証研究を含めた技術的検討も踏まえて、情報セキュリティ対策を徹底します。また、研修やガイドライン等の充実による知識・経験の共有化などにより、継続的に職員全体のセキュリティ意識の向上を図ります。

V デジタル化の推進に係る個別施策（全体）

1 個別施策の各段階と指標管理について

各個別施策は、その構築から最終的な見直し又は廃止に至るライフサイクルとして次の(1)～(5)の段階を経ます。これらを一律に評価指標で管理することは効果的と言えないことから、それぞれのライフサイクルの段階ごとに、評価指標管理の考え方を定め、各施策を下記のそれぞれの段階に当てはめながら、年度ごとに管理を行うこととします。

(1) 構築期

システム・事業等（以下「システム等」という。）の構想から完成・実施に至るまでの期間です。通常は、構築後(2)拡大期に移行しますが、施策によっては、(3)安定期に直接移行する場合もあります。

対象の構築中又は実施前であることから、評価指標による管理対象外ですが、構築完成までのスケジュール管理を行います。

(2) 拡大期

システム等の構築完成から、実際の運用を行い、効果を確認し、拡大する期間です。評価指標管理を行い、様々な手法で施策自体の効果を向上させる必要があります。通常は評価指標達成後(3)安定期に移行しますが、施策によっては、(4)環境変化対応期、(5)次期システム等検討期に移行する場合もあります。

評価指標管理を行い、評価指標の達成のために、様々な工夫を行うよう促すもので

(3) 安定期

システム等が安定し、活用状況・利用状況に変化がほぼ生じない期間です。

(2)拡大期において、評価指標の数値は達成していますが、達成後の状況に変化がないため、評価指標による管理対象外とします。通常は、この後(4)環境変化対応期又は(5)次期システム等検討期に移行します（前計画では、「実施済みの施策」として位置付け）。

なお、実績管理は行い、評価指標が目標値を下回れば、(4)環境変化対応期に移行することとなります。

※ (3)安定期から(4)環境変化対応期に変化する（システム等を見直す）状況にあると判断される場合は、現システムを運用しながら、改修の検討を進めるため、「(3)(4)」と記述し、検討段階でもあることを示して改修までのスケジュール管理を行います。改修後は、(4)環境変化対応期として評価指標管理を行います。

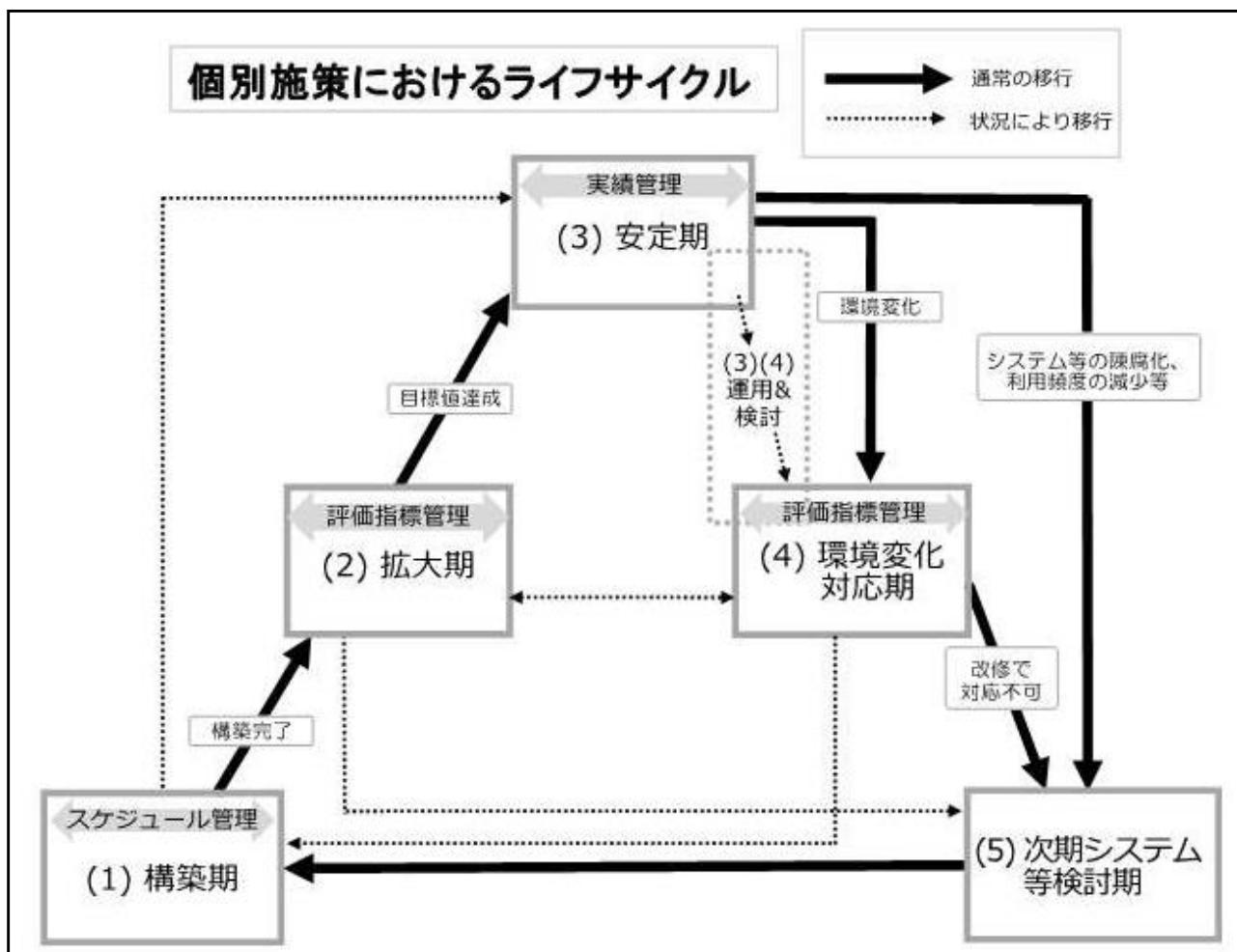
(4) 環境変化対応期

システム等が徐々に環境の変化に対応できなくなったことから、システム等の小規模な改修・変更などを行い、改善していく段階です。この改修・変更により効果が見込まれれば、(2)拡大期に移行する場合もありますが、改修することで対応しきれない場合、(5)次期システム等検討期又は(1)構築期に移行します。

(5) 次期システム等検討期

システム等の陳腐化や利用頻度の減少等により、システムの更新、大幅改修、新たなシステムの導入などが必要となる期間です。施策自体の廃止も検討されます。(1)構築期又は(4)環境変化対応期と期間が重なる場合もあります。

再構築までの検討期間であるため、評価指標による管理対象外となります。



2 個別施策一覧

秋田市デジタル化推進計画で管理するデジタル関連の施策は、次のとおりです。なお、1の分類により、評価指標管理およびスケジュール管理を行う施策については、表中に示すとともに、VIで個別管理を行います。

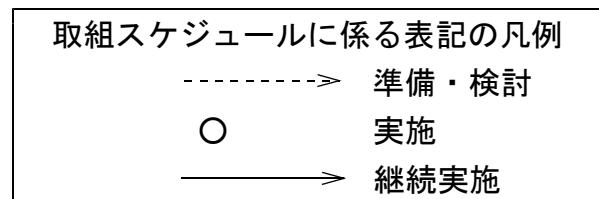
秋田市デジタル化推進計画【第2.1版】 個別施策一覧

段階	管理対象 付番	施策名	担当課室
1 デジタル化の基礎条件整備			
(1) デジタル基盤の整備			
ア 地域情報化に係る基盤			
(ア) 行政手続のオンライン化			
(2)	○ 1	オンライン化による行政サービスの推進	デジタル化推進本部、企画財政部情報統計課
(2)	○ 2	粗大ごみ収集におけるオンライン申込みの導入	環境部環境都市推進課
(3)		マイナンバーカードを利用した各種証明書のオンライン申請の推進	デジタル化推進本部ほか
(3)		市税等の口座振替申込みのオンライン化	企画財政部納稅課
(イ) キャッシュレス化			
(3)		市税等のクレジットカード納付の導入	企画財政部納稅課
(3)		個人市県民税（普通徴収）、固定資産税、上下水道使用料等の納付に係るスマートフォン決済の導入	企画財政部納稅課、上下水道局お客様センター
(3)		施設の使用料や入場料等のキャッシュレス決済の推進	観光文化スポーツ部観光振興課、大森山動物園ほか
(3)		窓口手数料や使用料等のキャッシュレス決済の推進	市民生活部市民課
(3)		粗大ごみ収集運搬処理手数料の納付に係るオンライン決済の導入	環境部環境都市推進課
(ウ) オープンデータの推進			
(2)	○ 1	オープンデータの推進	デジタル化推進本部、企画財政部情報統計課
(3)		バスロケーションオープンデータ化の推進	都市整備部交通政策課
(3)		Code for Akita（ＩＣＴやデザインの力で地域課題の解決を目指す任意団体）による竿燈まつりのデータを利用した竿燈演技場所を検索できるウェブサイトの作成・公開	デジタル化推進本部、企画財政部情報統計課
(3)		国際教養大学との連携による秋田市マイタウン・バス、中心市街地循環バス（ぐるる）のグーグルマップ経路検索への掲載	都市整備部交通政策課
(3)		Code for Akitaによる秋田市議会議員一般選挙のデータを活用した選挙ポスター掲示場所一覧の位置データの公開	デジタル化推進本部、企画財政部情報統計課
(3)		画像オープンデータの専用サイトでの公開	デジタル化推進本部
(エ) マイナンバーカードの普及・活用			
(2)	○ 1	マイナンバーカードの取得促進	企画財政部情報統計課、市民生活部市民課
(2)	○ 2	マイナンバーカードを利用した各種サービス等の実施	デジタル化推進本部ほか
(1)	○ 3	マイナンバーカードを活用した救急搬送傷病者に係る情報取得への取組	消防本部救急課
(3)		マイナンバーカードを利用したオンラインでの転出手続	市民生活部市民課
(3)		各種証明書のコンビニ交付サービスの導入	市民生活部市民課
(3)	再掲	マイナンバーカードを利用した各種証明書のオンライン申請の推進	デジタル化推進本部ほか
(オ) 市民への情報発信、市民からの情報受信			
(3)(4)	○ 1	ウェブアクセシビリティに配慮した公式ホームページの運営	企画財政部情報統計課、デジタル化推進本部
(2)	○ 2	秋田市公式ＬＩＮＥを情報基盤とした、市民と双方向の情報伝達体制の推進	デジタル化推進本部ほか（全部局）
(4)	○ 3	動画による市民への情報発信	企画財政部広報広聴課、デジタル化推進本部ほか（全部局）
(4)	○ 4	SNSによる情報発信の推進	企画財政部広報広聴課ほか（全部局）
(3)		ウェブサイト「n o t e」を活用した採用情報等の発信	総務部人事課
(3)		ZOOM等を活用したオンライン移住相談	企画財政部人口減少・移住定住対策課
(3)		ライフイベントに応じた手続内容や必要書類、窓口の場所などをスマートフォンやパソコンを使って案内する「くらしの手続きガイド」の導入	企画財政部情報統計課
(3)		市民課総合窓口の混雑状況のリアルタイム配信	市民生活部市民課
(3)		総合環境センター自己搬入窓口の混雑状況の公開	環境部総合環境センター
(3)		市民サービスセンター窓口の混雑状況のリアルタイム配信	市民生活部生活総務課
(カ) 市民が利用できる情報基盤の整備			
(3)		超高速ブロードバンド未整備地域における整備・確保の促進（高速回線、スマートフォン回線の市内利用可能範囲拡大）	企画財政部情報統計課
(3)		市内におけるフリーWi-Fiの整備（公共施設のフリーWi-Fi整備）	企画財政部情報統計課
(3)		全コミュニティセンターにおけるフリーWi-Fiの整備	市民生活部生活総務課
(キ) 安全・安心を実現する情報基盤の整備			
(1)	○ 1	SNSやAIを活用した災害情報の集約および効果的な情報の提供	総務部防災安全対策課
(1)	○ 2	災害情報管理システムの導入	総務部防災安全対策課
(1)	○ 3	避難所運営管理情報システムの導入	市民生活部生活総務課
(2)	○ 4	秋田市公式ＬＩＮＥの活用による除雪排雪・道路情報の送受信	デジタル化推進本部、建設部道路維持課
(2)	○ 5	予防業務デジタル化のための基盤整備	消防本部予防課
(4)	○ 6	次世代型災害情報共有ネットワーク構築事業（ドローン活用を含む）	消防本部指令課
(2)	○ 7	ドローンを活用した施設点検	上下水道局総務課

段階	管理対象 付番	施策名	担当課所室
1 デジタル化の基礎条件整備			
(1) デジタル基盤の整備			
ア 地域情報化に係る基盤			
(キ) 安全・安心を実現する情報基盤の整備			
(2)	○	8 流量・水圧遠隔監視システムの整備	上下水道局水道維持課
(2)	○	9 マンホールポンプ遠隔監視システムの構築	上下水道局下水道施設課、下水道整備課
(3)		除雪排雪車両運行管理システムなどを活用した、市民への的確な情報提供	建設部道路維持課
(3)		道路冠水対策の充実	建設部道路維持課
(3)		災害時等におけるリモートワークの実施	デジタル化推進本部、総務部人事課、企画財政部情報統計課
(3)		災害対策本部情報システムの拡充	総務部防災安全対策課
(3)		地域支え合いセンターにおける被災者支援のためのICT活用	福祉保健部福祉総務課
イ 行政情報化に係る基盤			
(ア) 自治体情報システムの標準化・共通化・最適化			
(3)(4)	○	1 自治体システムの最適化（自治体情報システムの標準化・共有化）	企画財政部情報統計課ほか標準化対象システム所管課
(3)(4)	○	2 基幹系システムの標準化	企画財政部情報統計課
(3)(4)	○	3 戸籍システムの標準化	市民生活部市民課
(3)(4)	○	4 障がい福祉等システムの標準化	福祉保健部障がい福祉課
(3)(4)	○	5 生活保護システムの標準化	福祉保健部保護第二課
(3)(4)	○	6 介護保険事務処理システムの標準化	福祉保健部介護保険課
(3)(4)	○	7 健康増進情報システムの標準化	保健所保健予防課
(3)(4)	○	8 子ども・子育て支援システムの標準化	子ども未来部子ども育成課
(3)(4)	○	9 学籍・就学援助システムの標準化	教育委員会学事課
(3)(4)	○	10 特定健診システム等の標準化	市民生活部特定健診課
(1)	○	11 固定資産登記課税連携システム構築事業	企画財政部資産税課
(3)(4)	○	12 業務の効率化を見据えたセキュリティ対策の最適化	企画財政部情報統計課、デジタル化推進本部
(2)	○	13 多機能浄化槽台帳システムの活用による業務効率化	環境部環境保全課
(1)	○	14 出動管理・予防管理業務システムの導入	消防本部指令課
(3)		所得税の申告書等データ引継システムの導入	企画財政部市民税課
(3)		確定申告書データ取込自動化ソフトの導入	企画財政部市民税課
(3)		軽自動車ワンストップサービスの導入	企画財政部市民税課
(イ) AI・RPAの利用促進			
(2)	○	1 RPAの活用による全庁共通事務の効率化	デジタル化推進本部、企画財政部情報統計課
(2)	○	2 生成AIの全庁的利活用	デジタル化推進本部
(2)	○	3 個人住民税等賦課業務におけるRPA・AI-OCRの導入	企画財政部市民税課
(2)	○	4 福祉医療・児童手当・児童扶養手当業務へのRPA・AI-OCRの導入	子ども未来部子ども福祉課
(ウ) 行政事務・業務の効率化			
(2)	○	1 議事録作成機器の活用による業務効率化	デジタル化推進本部ほか（全部局）
(2)	○	2 動画自動作成システムを活用した業務効率化	デジタル化推進本部ほか（全部局）
(1)	○	3 アナログ規制の一括点検・見直し	デジタル化推進本部
(2)	○	4 南部地域ICT等活用除草モデル事業の実施	市民生活部南部市民サービスセンター
(2)	○	5 水道スマートメーター導入検討のための実証実験	上下水道局お客様センター
(1)	○	6 大森山動物園の入園券売等におけるDX化の推進	観光文化スポーツ部大森山動物園
(3)(4)	○	7 ごみ集積所管理システムのクラウド化	環境部環境都市推進課
(3)		行政事務システムの導入	企画財政部情報統計課、財政課、総務部文書法制課、人事課、会計課
(3)		文書管理システムにおける電子化の推進	総務部文書法制課
(3)		本庁舎におけるオンライン会議等専用Wi-Fiの整備	デジタル化推進本部
(3)		市議会の委員会をオンラインにより開催するための環境整備	議会事務局議事課
(3)		教育研究所における教職員向けのオンライン研修を拡充するための環境整備	教育委員会教育研究所
(3)		議会タブレット端末機器を活用した議会資料等のクラウド型情報配信、閲覧システムの利用	議会事務局総務課、議事課
(3)		市が独自に押印を求めていた手続に係る押印の廃止	総務部総務課
(3)		グループウェア（チャットを含む）、クライアントPCの更新などによる内部事務の効率化	企画財政部情報統計課、デジタル化推進本部
(2) デジタル人材の育成			
	(2)	1 デジタル技術等を活用できる人材の育成	デジタル化推進本部、総務部人事課、企画財政部情報統計課
	(2)	2 動画自動作成システムを活用した職員向け研修動画の作成	デジタル化推進本部
	(3)	デジタル推進主任およびデジタル推進員の設置	デジタル化推進本部

段階	管理対象 付番	施策名	担当課所室
1 デジタル化の基礎条件整備			
(3) 誰一人取り残されないための仕組み			
ア デジタルデバイド対策			
(2)	○ 1	デジタル活用支援員と連携した各種講座の実施	デジタル化推進本部
(2)	○ 2	スマホ相談窓口の運用	デジタル化推進本部
(2)	○ 3	出前講座「はじめてのスマートフォン教室」の実施	デジタル化推進本部
(2)	○ 4	動画自動作成システムを活用したデバイド向け動画の作成	デジタル化推進本部
(3)(4)	再掲	ウェブアクセシビリティに配慮した公式ホームページの運営	企画財政部情報統計課
(3)		I C T等の利用に不安を感じる方への支援	デジタル化推進本部
イ デジタルスキルの向上			
(2)	○ 1	小・中学校におけるデジタル教科書の活用	教育委員会学事課、学校教育課
(3)		次世代型学校 I C T運用事業の実施	教育委員会学事課、学校教育課
(3)		市民講座や青少年教室などの社会教育事業をオンライン化するための環境整備	教育委員会生涯学習室
(3)		自然科学学習館のオンラインイベントを開催するための環境整備	教育委員会自然学習館
2 デジタルを活用した創生戦略			
(1) 先端技術を活用した地域産業の振興としごとづくり			
(1)	○ 1	先端技術を活用したまちづくりのモデル地区の実現	企画財政部まちづくり戦略室
(4)	○ 2	I C T商店街モデル事業の実施	産業振興部商工貿易振興課
(2)	○ 3	デジタル人材の育成（民間向け）	産業振興部企業立地雇用課
(2)	○ 4	なでしこ就労支援事業	産業振興部企業立地雇用課
(2)	○ 5	デジタル人材 A ターン就職促進事業	産業振興部企業立地雇用課
(2)	○ 6	スマート農業導入の支援	産業振興部農業農村振興課
(1)	○ 7	秋田市卸売市場再整備基本計画の改定	公設地方卸売市場市場管理室
(2)	○ 8	スマート農業の推進	園芸振興センター
(3)		電子入札システムの更新	総務部契約課
(3)		秋田拠点センターアルヴェローカル 5 G 基地局の整備	観光文化スポーツ部秋田市民交流プラザ管理室
(2) 芸術文化・スポーツ・観光による都市の魅力向上			
(2)	○ 1	情報発信ツールを活用した観光プロモーションの実施	観光文化スポーツ部観光振興課
(2)	○ 2	秋田の魅力発信素材の充実	観光文化スポーツ部観光振興課
(2)	○ 3	「美術館の街」活性化事業（所蔵品画像デジタル化）	観光文化スポーツ部千秋美術館
(3)		赤れんが郷土館魅力発信事業（画像デジタル化）	観光文化スポーツ部赤れんが郷土館
(3)		A I カメラを活用した映像コンテンツの配信やイベント運営の利用を可能とする市立体育館ローカル 5 G 基地局の整備	観光文化スポーツ部スポーツ振興課
(3)		秋田城跡史跡公園における A R （拡張現実）・ V R （仮想現実）サービスの提供	観光文化スポーツ部秋田城跡歴史資料館
(3) 未来につなぐ環境立市あきたの推進			
(2)	○ 1	スマートフォン等による河川や公園に関する情報等の受付	建設部道路建設課、公園課、各市民サービスセンター
(2)	○ 2	秋田市公式 L I N E の活用によるごみ収集日のお知らせの配信およびごみ分別情報の提供	環境部環境都市推進課
(3)		道路除雪車両運行管理システムの拡充	建設部道路維持課
(2)	再掲	秋田市公式 L I N E の活用による除雪排雪・道路情報の送受信	デジタル化推進本部、建設部道路維持課
(2)	再掲	粗大ごみ収集におけるオンライン申込みの導入	環境部環境都市推進課
(3)	再掲	粗大ごみ収集運搬処理手数料の納付に係るオンライン決済の導入	環境部環境都市推進課
(4) 子どもを生み育てやすい社会づくり			
(2)	○ 1	L I N E を活用した子育て情報の配信	子ども未来部子ども総務課
(2)	○ 2	公立保育所業務の効率化	子ども未来部子ども育成課
(2)	○ 3	保育所入所関係事務のデジタル化の推進	子ども未来部子ども育成課
(5) いきいきと暮らせる健康長寿社会づくり			
(2)	○ 1	町内会ポータルサイトの構築	市民生活部生活総務課
(2)	○ 2	高齢者コインバス事業における地域連携 I C カードの活用	福祉保健部長寿福祉課
(2)	○ 3	ウォーキングアプリによる健康づくりの推進	保健所保健予防課
(1)	○ 4	エリア交通運行事業	都市整備部交通政策課
(2)	○ 5	図書館における電子書籍の提供	教育委員会中央図書館明徳館
(3)	再掲	バスロケーションオープンデータ化の推進	都市整備部交通政策課
(3)		タブレット端末を活用した意思疎通支援	福祉保健部障がい福祉課
(6) 分野を超えた取組等			
(1)	○ 1	デジタル化に関連したサービスの活用による地域課題の解決	デジタル化推進本部ほか
3 情報セキュリティ対策の徹底			

VI 評価指標およびスケジュール管理を行う個別施策



※Vの1「個別施策の各段階と指標管理について」に基づき、Vの2「個別施策一覧」で管理対象である施策（「管理対象列」が○）のみ詳細として掲載しています。

1 デジタル化の基礎条件整備

(1) デジタル基盤の整備

ア 地域情報化に係る基盤

(7) 行政手続のオンライン化

施策の名称	1 オンライン化による行政サービスの推進			段階(2)
施策の概要	全庁の行政手続について調査を行い、導入効果の高い行政手続および添付書類の省略等の検討が終了した手續から電子申請サービスを拡充する。 また、必要に応じてオンライン相談への対応も拡充していく。			
取組 スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度	→
主な評価指標	電子申請による手続件数の割合			
主な担当課	デジタル化推進本部、企画財政部情報統計課			

施策の名称	2 粗大ごみ収集におけるオンライン申込みの導入			段階(2)
施策の概要	粗大ごみ収集の申込みから処理手数料の決済までの手續をオンラインで行えるシステムにより、市民の利便性向上を図る。 令和4年10月から運用を開始。			
取組 スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度	→
主な評価指標	オンライン申込割合、オンライン決済利用割合			
主な担当課	環境部環境都市推進課			

(ウ) オープンデータの推進

施策の名称	1 オープンデータの推進			段階(2)
施策の概要	オープンデータ基本指針を踏まえ、行政運営の透明化の推進や地域課題の解決等を目指し、オープンデータとして公開するデータや画像を拡充するとともに、活用の推進を図る。			
取組 スケジュール	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
				→
主な評価指標	オープンデータがアプリ開発などに二次利用された事例数			
主な担当課	デジタル化推進本部、企画財政部情報統計課			

(イ) マイナンバーカードの普及・活用

施策の名称	1 マイナンバーカードの取得促進			段階(2)
施策の概要	マイナンバーカードの申請手続のサポートや交付体制の充実などにより、カードを取得しやすい環境を整備する。 また、マイナンバーカードの健康保険証としての利用や運転免許証との一体化など、カードの多機能化に伴う利便性および個人情報の取扱いについての安全性を周知するなど、カードの取得を促す。			
取組 スケジュール	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
				→
主な評価指標	マイナンバーカード保有枚率・保有枚数			
主な担当課	企画財政部情報統計課、市民生活部市民課			

施策の名称	2 マイナンバーカードを利用した各種サービス等の実施			段階(2)
施策の概要	マイナンバーカードの独自利用サービスやマイナポイントの仕組みを活用した独自のポイント給付事業等の実施について、他都市の状況を確認しながら検討を行い、実施可能と判断した取組から随時実施していく。			
取組スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度	→
主な評価指標	実施後の独自利用サービスの件数			
主な担当課	デジタル化推進本部ほか			

施策の名称	3 マイナンバーカードを活用した救急搬送傷病者に係る情報取得への取組			段階(1)
施策の概要	救急隊が傷病者のマイナンバーカードを活用し、オンライン資格確認等システムを介して医療情報等を把握することで活動の迅速化・円滑化を図るシステム構築に向け、令和7年度に国で実施する実証事業に参加する。実証事業終了後、本運用へ移行する予定。			
取組スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度	→ ○
主な評価指標	マイナンバーカードを活用し医療情報等を取得した件数			
主な担当課	消防本部救急課			

(オ) 市民への情報発信、市民からの情報受信

施策の名称	1 ウェブアクセシビリティに配慮した公式ホームページの運営			段階(3)(4)
施策の概要	<p>あらゆる情報やサービスがデジタル機器の利用を前提としつつあり、ウェブサイトの活用性は重要となってきている。本市公式ホームページについては、高齢者や障がいの方にも使いやすいよう、「みんなの公共サイト運用ガイドライン」に基づき日本産業規格に準拠するよう改善を図り、デジタルデバイドの解消に寄与する。</p> <p>また、ページのレイアウトやサイト構成を見直し、誰にとっても見やすく使いやすいホームページの運営を行う。</p>			
取組 スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度	⇒
主な評価指標	日本産業規格への適合レベル			
主な担当課	企画財政部情報統計課、デジタル化推進本部			

施策の名称	2 秋田市公式LINEを情報基盤とした、市民と双方 向の情報伝達体制の推進			段階(2)
施策の概要	<p>SNSの浸透による情報発信手段の多様化に伴い、的確なニーズの把握やリアルタイムを意識した情報発信が自治体に求められていることから、利用率の極めて高いSNSであるLINEの「地方公共団体プラン」を活用し、秋田市公式LINEとして、全庁的に市民と市との双方向通信を実現する。</p>			
取組 スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度	⇒
	○			
主な評価指標	秋田市公式LINEの友だち数			
主な担当課	デジタル化推進本部ほか（全部局）			

施策の名称	3 動画による市民への情報発信			段階(4)
施策の概要	本市に関する情報を動画で配信している市YouTubeチャンネルに動画を投稿し、動画を活用した情報発信の推進を図る。			
取組 スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度	→
主な評価指標	市YouTubeチャンネルの投稿動画数			
主な担当課	企画財政部広報広聴課、デジタル化推進本部ほか（全部局）			

施策の名称	4 SNSによる情報発信の推進			段階(4)
施策の概要	X(旧ツイッター)、フェイスブックは市の施策・取組等の市政情報や観光・イベント情報のほか、災害関連情報などの緊急情報等、市の情報を迅速に発信し広める。インスタグラムは主に若い世代に向けた市の魅力を写真を用いて発信する。			
取組 スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度	→
主な評価指標	各種SNSのフォロワー数			
主な担当課	企画財政部広報広聴課ほか（全部局）			

(キ) 安全・安心を実現する情報基盤の整備

施策の名称	1 SNSやAIを活用した災害情報の集約および効果的な情報の提供			段階(1)
施策の概要	災害時に、市民からの情報としてスマートフォンアプリ（LINE等）を使用して位置情報を含む写真等の投稿を受け、その情報をAIが信憑性とともに整理・集約し、同時に地図アプリに反映させることで、市および市民が災害状況を同時に確認することを可能とする。			
取組 スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度	→
主な評価指標	アプリへのアクセス数（府内情報共有分）			
主な担当課	総務部防災安全対策課			

施策の名称	2 災害情報管理システムの導入			段階(1)
施策の概要	L G W A N回線を利用し、住宅地図上で被害状況等を表示できるシステムを導入し、業務ごとに作成したデータベースに情報を集約していくことで、災害対策本部や庁内の関係課所室と即時に被害状況等の情報共有を図る体制を整備する。			
取組 スケジュール	令和6年度 ----->	令和7年度 ○	令和8年度 ----->	
主な評価指標	庁内で情報共有されたデータベース数			
主な担当課	総務部防災安全対策課			

施策の名称	3 避難所運営管理情報システムの導入			段階(1)
施策の概要	災害時に避難所開設担当職員が、スマートフォン等からシステムへログインし、避難所の状況（使用状況、混雑状況、インフラ稼働状況、避難者数等）を入力することで、市および市民が、インターネット上のマップからリアルタイムで避難所の状況把握を可能とする。			
取組 スケジュール	令和6年度 ----->	令和7年度 ○	令和8年度 ----->	
主な評価指標	システムの導入完了			
主な担当課	市民生活部生活総務課			

施策の名称	4 秋田市公式L I N Eの活用による除排雪・道路情報の送受信			段階(2)
施策の概要	令和5年12月から利用可能となったL I N Eを利用した除排雪情報の提供により、多くの市民が必要とする情報の入手および通報機能の利用等が可能となるよう、L I N Eの利用方法の周知を徹底する。			
取組 スケジュール	令和6年度 ----->	令和7年度 ----->	令和8年度 ----->	
主な評価指標	秋田市公式L I N Eの友だち数			
主な担当課	デジタル化推進本部、建設部道路維持課			

施策の名称	5 予防業務デジタル化のための基盤整備			段階(2)
施策の概要	各種申請・届出を電子申請で受け付け、電子媒体で審査および検査を行う。また、電子申請に基づく現地検査を紙媒体を用いることなく、タブレットに保存したデータを用いることで、事務の効率化を推進する。			
取組 スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度	⇒
主な評価指標	電子申請による手続件数の割合			
主な担当課	消防本部予防課			

施策の名称	6 次世代型災害情報共有ネットワーク構築事業 (ドローン活用を含む)			段階(4)
施策の概要	災害監視システム（セリオン・アトリオン・豊岩の各高所カメラ）の廃止・撤去に伴い、次世代型災害情報共有ネットワーク構築事業の一環として、各消防署（4署）にドローンを配置するほか、消防本部指令課に配置しているドローンを更新し、検索活動等の災害活動支援に活用する。			
取組 スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度	⇒
主な評価指標	新規導入台数・更新台数			
主な担当課	消防本部指令課			

施策の名称	7 ドローンを活用した施設点検			段階(2)
施策の概要	配水場などの大型構造物や水管橋、橋梁添架管等の点検にドローンを活用する。			
取組 スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度	⇒
主な評価指標	点検箇所数			
主な担当課	上下水道局総務課			

施策の名称	8 流量・水圧遠隔監視システムの整備			段階(2)
施策の概要	<p>配水ブロックの流量・水圧データを携帯電話回線を利用して自動収集するとともに、異常発生時の通報機能を有するシステムを構築し、新規に配水ブロック化が完了した箇所などに隨時、遠隔監視装置を設置する。</p> <p>(参考) 令和5年度末までに33箇所設置済み 令和10年度前後を目標として、41箇所に設置予定</p>			
取組スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度	→
主な評価指標	設置箇所数			
主な担当課	上下水道局水道維持課			

施策の名称	9 マンホールポンプ遠隔監視システムの構築			段階(2)
施策の概要	<p>マンホールポンプ施設自動通報装置の通信回線をアナログ電話回線からLTE回線に変更し、親局において警報等の情報を遠隔集中監視することにより、故障時等の早期復旧および即応性を高め、維持管理における人的負担を軽減し、予防保全への移行を促進する。</p> <p>(参考) 令和4年度 : システム構築、20箇所整備済 令和5年度 : 30箇所整備済 令和6～8年度 : 各年度50箇所整備予定 令和8年度までに計200箇所整備予定</p>			
取組スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度	→
主な評価指標	整備箇所数			
主な担当課	上下水道局下水道施設課、下水道整備課			

イ 行政情報化に係る基盤

(7) 自治体情報システムの標準化・共通化・最適化

施策の名称	1 自治体システムの最適化 (自治体情報システムの標準化・共有化)		
施策の概要	<p>自治体の主要な事務として、国が標準化の対象として定める20事務について、標準仕様に適合したシステムへ移行する。</p> <p>移行に当たっては、国が整備・運用を予定しているガバメントクラウドを利用する。</p> <p>(20事務内訳)</p> <p>①児童手当、②子ども・子育て支援、③住民基本台帳、④戸籍の附票、⑤印鑑登録、⑥選挙人名簿管理、⑦固定資産税、⑧個人住民税、⑨法人住民税、⑩軽自動車税、⑪戸籍、⑫就学、⑬健康管理、⑭児童扶養手当、⑮生活保護、⑯障がい者福祉、⑰介護保険、⑱国民健康保険、⑲後期高齢者医療、⑳国民年金</p>		
取組スケジュール			
取組スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	-----	----->	○
主な評価指標	標準仕様に移行したシステム数		
主な担当課	企画財政部情報統計課ほか標準化対象システム所管課		

施策の名称	2 基幹系システムの標準化		
施策の概要	<p>自治体の主要な事務として、国が標準化の対象として定める20事務のうち、情報統計課が所管する12事務について、標準仕様に適合したシステムへ移行する。</p> <p>移行に当たっては、国が整備・運用を予定しているガバメントクラウドを利用する。</p> <p>(12事務内訳)</p> <p>①児童手当、②住民基本台帳、③印鑑登録、④選挙人名簿管理、⑤固定資産税、⑥個人住民税、⑦法人住民税、⑧軽自動車税、⑨児童扶養手当、⑩国民健康保険、⑪後期高齢者医療、⑫国民年金</p>		
取組スケジュール			
取組スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	-----	----->	○
主な評価指標	標準仕様に移行したシステム数		
主な担当課	企画財政部情報統計課		

施策の名称	3 戸籍システムの標準化			段階(3)(4)
施策の概要	国が自治体システム標準化の対象と定めた20事務のうち、戸籍システムについて、標準仕様に適合したシステムへ移行する。			
取組 スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度	○
主な評価指標	新システムへの移行完了			
主な担当課	市民生活部市民課			

施策の名称	4 障がい福祉等システムの標準化			段階(3)(4)
施策の概要	国が自治体システム標準化の対象と定めた20事務のうち、障がい者福祉等システムについて、標準仕様に適合したシステムへ移行する。			
取組 スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度	○
主な評価指標	新システムへの移行完了			
主な担当課	福祉保健部障がい福祉課			

施策の名称	5 生活保護システムの標準化			段階(3)(4)
施策の概要	国が自治体システム標準化の対象と定めた20事務のうち、生活保護システムについて、標準仕様に適合したシステムへ移行する。			
取組 スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度	○
主な評価指標	新システムへの移行完了			
主な担当課	福祉保健部保護第二課			

施策の名称	6 介護保険事務処理システムの標準化			段階(3)(4)
施策の概要	国が自治体システム標準化の対象と定めた20事務のうち、介護保険事務処理システムについて、標準仕様に適合したシステムへ移行する。			
取組 スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度	○
主な評価指標	新システムへの移行完了			
主な担当課	福祉保健部介護保険課			

施策の名称	7 健康増進情報システムの標準化			段階(3)(4)
施策の概要	国が自治体システム標準化の対象と定めた20事務のうち、健康増進情報システムについて、標準仕様に適合したシステムへ移行する。			
取組 スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
	----->	○	----->	
主な評価指標	新システムへの移行完了			
主な担当課	保健所保健予防課			

施策の名称	8 子ども・子育て支援システムの標準化			段階(3)(4)
施策の概要	国が自治体システム標準化の対象と定めた20事務のうち、子ども・子育て支援システムについて、標準仕様に適合したシステムへ移行する。			
取組 スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
	----->	----->	○	
主な評価指標	新システムへの移行完了			
主な担当課	子ども未来部子ども育成課			

施策の名称	9 学籍・就学援助システムの標準化			段階(3)(4)
施策の概要	国が自治体システム標準化の対象と定めた20事務のうち、学籍・就学援助システムについて、標準仕様に適合したシステムへ移行する。			
取組 スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
	----->	----->	○	
主な評価指標	新システムへの移行完了			
主な担当課	教育委員会学事課			

施策の名称	10 特定健診システム等の標準化			段階(3)(4)
施策の概要	令和5年12月に特定健診システムおよび特定保健指導システムが国の標準化対象事業とされたため、ガバメントクラウドを利用した標準準拠対応システムへの移行を行う。			
取組 スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
----->	○	----->		
主な評価指標	新システムへの移行完了			
主な担当課	市民生活部特定健診課			

施策の名称	11 固定資産登記課税連携システム構築事業			段階(1)
施策の概要	国の方針に基づき、基幹系システムの標準化を実施するにあたり、標準化の必須要件である「登記済通知書電子データを取り込み、土地家屋登記情報マスターに自動で反映されること」について、登記課税連携システムを構築・導入することで、要件の実現を目指す。			
取組 スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
----->	○	----->		
主な評価指標	システムの稼働			
主な担当課	企画財政部資産税課			

施策の名称	12 業務の効率化を見据えたセキュリティ対策の最適化			段階(3)(4)
施策の概要	2015年の年金機構の情報漏えい事案を受け、国が自治体に対して実施した「三層の対策」は、自治体の情報セキュリティ対策を抜本的に強化し、情報漏えい防止への成果があった一方で、自治体内の情報ネットワークの分離・分割による事務効率の低下を招くこととなった。 そのことを踏まえ、新たな情報セキュリティ対策を国が検討し、改訂した情報セキュリティポリシーガイドラインを公表したこと併せ、本市においても情報セキュリティレベルを維持しつつ、行政事務の効率性・利便性を向上させる新たな情報セキュリティ対策の導入を検討する。			
取組 スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
----->	----->	----->	----->	
主な評価指標	計画期間中に検討結果を踏まえて設定			
主な担当課	企画財政部情報統計課、デジタル化推進本部			

施策の名称	13 多機能浄化槽台帳システムの活用による業務効率化 段階(2)		
施策の概要	上下水道統合型G I Sシステムに加えた個人設置型の浄化槽情報を確認することにより、効率的な指導を実施する。		
取組 スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度
主な評価指標	指導件数		⇒
主な担当課	環境部環境保全課		

施策の名称	14 出動管理・予防管理業務システムの導入 段階(1)		
施策の概要	火災、救急、救助、その他出動事案をデータ管理し、出動報告書の作成および統計処理の効率化を図る。 また、予防業務における防火対象物情報と危険物施設情報をデータ管理し、査察事務の効率化、現場活動時の活用、統計処理の効率化を図る。		
取組 スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	○		⇒
主な評価指標	削除した業務時間		
主な担当課	消防本部指令課		

(1) A I ・ R P A の利用促進

施策の名称	1 R P A の活用による全庁共通事務の効率化 段階(2)		
施策の概要	行政情報ネットワークにおける業務（財務会計、文書管理等）へR P Aを活用することにより、事務の効率化を行う。効率化が見込める業務については隨時R P Aを導入し、対象業務や利用課所室を拡大する。		
取組 スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度
			⇒
主な評価指標	削減した業務時間		
主な担当課	デジタル化推進本部、企画財政部情報統計課		

施策の名称	2 生成A I の全庁的利活用			段階(2)
施策の概要	事務の効率化が見込まれる生成A I を全庁展開し、ノウハウの蓄積、研究および共有を継続していくことで、活用する課所室および業務の拡大を図っていく。			
取組 スケジュール	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	
	○			⇒
主な評価指標	利活用した課所室数			
主な担当課	デジタル化推進本部			

施策の名称	3 個人住民税等賦課業務におけるR P A ・ A I -O C R の導入			段階(2)
施策の概要	個人住民税等賦課業務のうち、給与所得者異動届出書処理業務をはじめとした定型事務について、R P A ・ A I -O C R を導入することで効率化を図る。			
取組 スケジュール	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	
				⇒
主な評価指標	削減した業務時間			
主な担当課	企画財政部市民税課			

施策の名称	4 福祉医療、児童手当、児童扶養手当業務へのR P A ・ A I -O C R の導入			段階(2)
施策の概要	福祉医療業務のうち、申請書登録や年度更新処理をはじめとした定型事務について、R P A ・ A I -O C R を活用することで効率化を図る。 児童扶養手当業務においては、一部支給停止適用除外届処理、母子父子世帯実態調査等の定型入力業務について、R P A ・ A I -O C R を導入することで業務の効率化を図る。 児童手当業務においては、活用する業務について検証を行う。			
取組 スケジュール	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	
				⇒
主な評価指標	削減した業務時間			
主な担当課	子ども未来部子ども福祉課			

(ウ) 行政事務・業務の効率化

施策の名称	1 議事録作成機器の活用による業務効率化			段階(2)
施策の概要	会議の音声を専用レコーダーで読み取り、AIが自動で文字起こしを行う議事録作成機器を運用することで、議事録作成にかかる業務時間の削減を行う。利用環境の整備や効果的な活用方法の周知等を行い、利用課所室を拡大する。			
取組 スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度	→
主な評価指標	削減した業務時間			
主な担当課	デジタル化推進本部ほか（全部局）			

施策の名称	2 動画自動作成システムを活用した業務効率化			段階(2)
施策の概要	簡易に動画を作成できるシステムを活用し、市民向け広報における動画作成（字幕必須）を全庁的に展開することで、情報発信力の向上を図るとともに、動画作成にかかる業務を効率化する。			
取組 スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度	→
主な評価指標	公開した動画数			
主な担当課	デジタル化推進本部ほか（全部局）			

施策の名称	3 アナログ規制の一括点検・見直し			段階(1)
施策の概要	本市の条例等におけるアナログ規制を一括点検するとともに、必要に応じて、条文の改正や運用の変更等の見直しを行う。			
取組 スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度	→
主な評価指標	点検・見直しの実施			
主な担当課	デジタル化推進本部			

施策の名称	4 南部地域 I C T 等活用除草モデル事業の実施			段階(2)
施策の概要	南部市民SCは、全SCの公園面積の1/3を抱え、市道の植樹帯と併せ、除草の苦情・要望が少なくない。縮小の時代におけるSDGsを意識した安全かつ持続可能な緑地管理のあり方を探るため、除草ロボットの実証実験を行う。			
取組 スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度	→
主な評価指標	費用対効果			
主な担当課	市民生活部南部市民サービスセンター			

施策の名称	5 水道スマートメーター導入検討のための実証実験			段階(2)
施策の概要	水道スマートメーター導入の検討材料となる基礎データを収集するため、共同実施者と実証実験を行う。 ※共同実施者…共同で実証実験を行う電力会社やメーター会社の総称			
取組 スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度	→
主な評価指標	設置箇所数			
主な担当課	上下水道局お客様センター			

施策の名称	6 大森山動物園の入園券売等におけるD X化の推進			段階(1)
施策の概要	大森山動物園入園券売業務について、前売り電子チケットのWEB販売やキャッシュレス対応自動券売機導入によるDX化を推進し、省力化を図る。			
取組 スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度	→
主な評価指標	WEB販売およびキャッシュレス決済の利用割合			
主な担当課	観光文化スポーツ部大森山動物園			

施策の名称	7 ごみ集積所管理システムのクラウド化			段階(3)(4)
施策の概要	ごみ集積所管理システムのサーバーをクラウド化することで、大規模な災害や機械的な故障等によりシステムが使用できなくなるリスクを回避するとともに、ペーパーレス化するための機能拡張を行うことで、発災時における災害廃棄物収集・運搬業務の効率化・迅速化を図る。			
取組 スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
	----->	○	----->	
主な評価指標	新システムへの移行完了			
主な担当課	環境部環境都市推進課			

(2) デジタル人材の育成

施策の名称	1 デジタル技術等を活用できる人材の育成			段階(2)
施策の概要	市民の利便性向上や業務効率化を進めるため、職員研修（動画研修および集合研修）を積極的に推進し、デジタル技術の基礎知識およびセキュリティならびにシステム構築などの先端技術を活用できる人材を育成する。 併せて、デジタル化にかかる知識・工夫を集積し、職員が共有できるような環境を構築する。			
取組 スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
				→
主な評価指標	研修受講者数			
主な担当課	デジタル化推進本部、総務部人事課、企画財政部情報統計課			

施策の名称	2 動画自動作成システムを活用した職員向け研修動画の作成			段階(2)
施策の概要	庁内のICT研修を全て動画視聴により受講できる体制とし、研修で得た知識を業務での経験と結びつけることで、全庁的なICTスキルの底上げとデジタル人材の育成を図る。 また、その他の研修についても同様に動画の整備を進め、研修の質の向上と、動画を作成する職員の負担軽減を図る。			
取組 スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
				→
主な評価指標	庁内研修用の動画総数			
主な担当課	デジタル化推進本部			

(3) 誰一人取り残されないための仕組み

ア デジタルデバイド対策

施策の名称	1 デジタル活用支援員と連携した各種講座の実施			段階(2)
施策の概要	総務省のデジタル活用支援推進事業におけるデジタル活用支援員等と連携して、各種講座の開催などに協力する取組を実施する。			
取組 スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度	⇒
主な評価指標	各種講座の開催数			
主な担当課	デジタル化推進本部			

施策の名称	2 スマホ相談窓口の運用			段階(2)
施策の概要	市民のデジタルデバイドの解消と地域情報化の推進を図るため、(株) A L L - A と締結した連携協定に基づく共同事業として、スマートフォンやアプリの操作方法等の相談を受ける窓口を開設する。			
取組 スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度	⇒
主な評価指標	利用者数			
主な担当課	デジタル化推進本部			

施策の名称	3 出前講座「はじめてのスマートフォン教室」の実施			段階(2)
施策の概要	市民のデジタルデバイドの解消と地域情報化の推進を図るため、(株) A L L - A と締結した連携協定に基づく共同事業として、スマートフォン初心者等を対象に各コミセン等に講師を派遣し、機器の基本操作を中心とした出前講座を開催する。			
取組 スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度	⇒
主な評価指標	利用者数			
主な担当課	デジタル化推進本部			

施策の名称	4 動画自動作成システムを活用したデバイド向け動画の作成		
施策の概要	パワー・ポイントのデータから簡単に動画を作成できるシステムを活用し、デバイド向け動画を作成・公開することにより、各種スマートフォン教室のフォローアップとして自宅等で簡単に学び直せる環境を構築する。		
取組スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度
主な評価指標	公開した動画数		
主な担当課	デジタル化推進本部		

イ デジタルスキルの向上

施策の名称	1 小・中学校におけるデジタル教科書の活用		
施策の概要	国のデジタル教科書実証事業を活用するとともに、全ての市立小・中学校にデジタル教科書を導入する。 ※令和3年6月補正での予算化以降、3～6年度にかけて、全ての小・中学校にデジタル教科書を導入 ※7年度は継続実施予定、8年度以降は未定		
取組スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度
主な評価指標	市立小・中学校における学習者用、指導者用デジタル教科書を活用した授業時数の割合		
主な担当課	教育委員会学事課、学校教育課		

2 デジタルを活用した創生戦略

(1) 先端技術を活用した地域産業の振興としごとづくり

施策の名称	1 先端技術を活用したまちづくりのモデル地区の実現			段階(1)
施策の概要	外旭川地区において、将来を見据えた官民連携によるまちづくりのモデル地区を整備し、AIやICTなどを活用した先端的サービスの導入による次世代型農業や観光、スポーツ、環境、防災、医療などの分野の取組を一体的に展開する。			
取組 スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度	→
主な評価指標	モデル地区における先端技術を活用したサービス提供の実現			
主な担当課	企画財政部まちづくり戦略室			

施策の名称	2 ICT商店街モデル事業の実施			段階(4)
施策の概要	秋田市商店街連盟に加盟している商店街が専門家の指導を受け、商店街全体でICT導入の取組方針を協議・検討した場合、専門家への謝礼に係る経費に加え、屋外公衆無料Wi-Fi利用環境整備費用、免税対応レジ設置費用等を補助する。			
取組 スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度	→
主な評価指標	取組商店街数			
主な担当課	産業振興部商工貿易振興課			

施策の名称	3 デジタル人材の育成（民間向け）			段階(2)
施策の概要	デジタル化推進に取り組む企業やデジタルスキル向上を目指す労働者を支援するため、研修受講等に係る費用を補助する。			
取組 スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度	→
主な評価指標	申請件数			
主な担当課	産業振興部企業立地雇用課			

施策の名称	4 なでしこ就労支援事業			段階(2)
施策の概要	就職等を目指す女性を対象に、デジタルスキル習得を支援する講座を開催し、講座修了後、就業に関するキャリアコンサルティングと市内企業とのマッチングイベントを開催する。			
取組 スケジュール	令和6年度 ○	令和7年度	令和8年度	→
主な評価指標	受講者のうち就職又は起業した人数			
主な担当課	産業振興部企業立地雇用課			

施策の名称	5 デジタル人材Aターン就職促進事業			段階(2)
施策の概要	デジタル人材の本市への就職や転職、移住を促進するため、県外在住の学生や社会人を対象に市内IT企業とのマッチングイベントを開催する。			
取組 スケジュール	令和6年度 ----->	令和7年度 ○	令和8年度 ----->	
主な評価指標	参加者数			
主な担当課	産業振興部企業立地雇用課			

施策の名称	6 スマート農業導入の支援			段階(2)
施策の概要	農業法人等が行うスマート技術を活用した農作業の省力化・低コスト化に必要な機械等の導入や、農業用ドローンのオペレーター資格の取得に対し、補助する。			
取組 スケジュール	令和6年度 ----->	令和7年度 ----->	令和8年度 ----->	
主な評価指標	当該事業を活用して先端技術を導入した経営体数			
主な担当課	産業振興部農業農村振興課			

施策の名称	7 秋田市卸売市場再整備基本計画の改定			段階(1)
施策の概要	外旭川地区まちづくり構想と連携・調整を図りながら、令和6年度に策定した卸売市場の再整備に係る基本計画を改定する。			
取組 スケジュール	令和6年度 ----->	令和7年度 ○	令和8年度 ----->	
主な評価指標	基本計画の改定			
主な担当課	公設地方卸売市場市場管理室			

施策の名称	8 スマート農業の推進			段階(2)
施策の概要	園芸振興センターのＩＣＴやＡＩ等を活用した施設でスマート農業の実証展示に取り組む。			
取組 スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度	→
主な評価指標	当該事業を参考に先端技術を導入した経営体数			
主な担当課	園芸振興センター			

(2) 芸術文化・スポーツ・観光による都市の魅力向上

施策の名称	1 情報発信ツールを活用した観光プロモーションの実施			段階(2)
施策の概要	本市と男鹿市、潟上市の3市連携で令和5年度に導入したスマートフォンアプリ「LINE」を活用した観光情報ツールにより、3市のイベントなどの観光情報を発信し、3市周遊観光や観光消費の促進を図る。			
取組 スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度	→
主な評価指標	友だち登録者数			
主な担当課	観光文化スポーツ部観光振興課			

施策の名称	2 秋田の魅力発信素材の充実			段階(2)
施策の概要	令和4年度に観光プロモーション動画や観光素材をまとめたＷＥＢサイトを制作しており、令和5年度以降は、県内外の各種プロモーションやＳＮＳ等での情報発信への活用、追加撮影によるＷＥＢサイトの掲載素材の充実などにより、観光誘客を図る。			
取組 スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度	→
主な評価指標	画像ダウンロード数			
主な担当課	観光文化スポーツ部観光振興課			

施策の名称	3 「美術館の街」活性化事業(所蔵品画像デジタル化) 段階(2)		
施策の概要	所蔵作品をデジタル撮影し、デジタル・アーカイブ化を進める。撮影した画像は、ホームページから閲覧できる所蔵品データベースで公開するほか、広報物等に掲載し、所蔵品や美術館の魅力の周知を図る。		
取組 スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度
主な評価指標	来館者に対する情報コーナー利用者割合		
主な担当課	観光文化スポーツ部千秋美術館		

(3) 未来につなぐ環境立市あきたの推進

施策の名称	1 スマートフォン等による河川や公園に関する情報等の受付 段階(2)		
施策の概要	秋田市HPにパトロール依頼フォームを作成し、情報を受付する。フォームは令和3年度に完成、情報受付中。 令和6年度からは、秋田市公式LINEの通報機能も併せて活用している。		
受付件数			
	公 園 課：令和3年度 令和5年度	7 件、令和4年度 21 件	50 件、
	道路建設課：令和3年度 令和5年度	1 件、令和4年度 4 件	0 件、
取組 スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度
主な評価指標	情報を受け付けてから1週間以内の現場確認の達成率		
主な担当課	建設部道路建設課、公園課、各市民サービスセンター		

施策の名称	2 秋田市公式L I N Eの活用によるごみ収集日のお知らせの配信およびごみ分別情報の提供		段階(2)
施策の概要	秋田市公式L I N Eを活用し、前日に希望者へ地区ごとのごみ収集日をプッシュ通知によりお知らせする。 また、令和6年度からは新たに、品目を入力することでごみの分別を検索できるA Iチャットボットを導入する。		
取組スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度
主な評価指標	秋田市公式L I N Eの友だち数		
主な担当課	環境部環境都市推進課		

(4) 子どもを生み育てやすい社会づくり

施策の名称	1 L I N Eを活用した子育て情報の配信		段階(2)
施策の概要	子育て世帯の不安感や負担感の軽減を図るため、子育てに関する情報について、L I N Eを活用して配信する。		
取組スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度
主な評価指標	利用者の満足度		
主な担当課	子ども未来部子ども総務課		

施策の名称	2 公立保育所業務の効率化		段階(2)
施策の概要	公立保育所において、保護者の利便性向上や保育士の負担軽減を図るため、保育業務支援システムを導入し、保護者との連絡のやりとりや園児の登降園管理、保育士が作成する帳票類のデジタル化を図る。		
取組スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度
主な評価指標	保護者連絡機能（アプリ等）の活用率		
主な担当課	子ども未来部子ども育成課		

施策の名称	3 保育所入所関係事務のデジタル化の推進			段階(2)
施策の概要	申請のオンライン化の導入により、入所手続きを簡便にするとともに、A I 技術等を活用することにより、業務の効率化を図る。			
取組 スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度	⇒
主な評価指標	オンライン申請割合			
主な担当課	子ども未来部子ども育成課			

(5) いきいきと暮らせる健康長寿社会づくり

施策の名称	1 町内会ポータルサイトの構築			段階(2)
施策の概要	町内会活動の活性化を図るために、主に町内会向けの情報を収集できるポータルサイトを構築するとともに、モデル町内会ごとに町内会サイトなどで情報発信に取り組んでもらうことで、町内会活動のデジタル化を支援する。			
取組 スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度	⇒
	○			⇒
主な評価指標	情報発信を行う町内会数、アクセス数			
主な担当課	市民生活部生活総務課			

施策の名称	2 高齢者コインバス事業における地域連携 I C カードの活用			段階(2)
施策の概要	高齢者コインバス事業の実施方法について、バス事業者の地域連携 I C カード「シニアアキカ」とすることで、利用者の利便性向上を図る。			
取組 スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度	⇒
				⇒
主な評価指標	シニアアキカでのバス利用件数			
主な担当課	福祉保健部長寿福祉課			

施策の名称	3 ウォーキングアプリによる健康づくりの推進			段階(2)
施策の概要	歩数の自動集計やリアルタイムで順位確認ができるウォーキングアプリを活用し、働く世代の参加を促すことで、歩数の増加と運動習慣定着を図り、生活習慣病を予防する。			
取組 スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度	→
主な評価指標	アプリの定員に対する参加割合			
主な担当課	保健所保健予防課			

施策の名称	4 エリア交通運行事業			段階(1)
施策の概要	地域におけるセーフティネットとして、日常生活に必要な買物やかかりつけ医への通院などに必要な移動を確保するため、AIを活用した乗合マッチング・経路選定により、地域内の多様な移動需要に対応する予約制の乗合交通を運行する。			
取組 スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度	→
主な評価指標	計画期間中に検討結果を踏まえて設定			
主な担当課	都市整備部交通政策課			

施策の名称	5 図書館における電子書籍の提供			段階(2)
施策の概要	図書館に来館しなくても利用（検索、予約、貸出し）できるよう、図書館システム上で電子書籍を提供する。加齢、障がい、感染症対策など、何らかの事情により外出が困難な状況の中でも市民の読書活動を支援できるよう図書館の環境を整備する。			
取組 スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度	→
主な評価指標	電子書籍サービスの満足度			
主な担当課	教育委員会中央図書館明徳館			

(6) 分野を超えた取組等

施策の名称	1 デジタル化に関連したサービスの活用による地域課題の解決		
施策の概要	地域通貨やメタバースなどデジタル技術の研究を進めるとともに、関連する分野や業界と連携し、地域課題の解決を目指す。		
取組スケジュール	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
主な評価指標	計画期間中に検討結果を踏まえて設定		
主な担当課	デジタル化推進本部ほか		

VII 用語解説

あ行

I o T (アイオーティ)

Internet of Things の略。「様々なモノとインターネットがつながること」を指す。例えば、自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、リモートで様々な作業が可能になるなど、新たな利用方法を生み出すという考え方。

I C T (アイシーティ)

Information and Communication Technologyの略で、情報通信技術のこと。

P Cだけでなくスマートフォンやスマートスピーカーなど、様々な形状のコンピュータを使った情報処理や通信技術の総称。 I C Tは I Tに情報伝達の要素を含めたものと言われている。

I T (アイテイ)

Information Technologyの略で、情報技術のこと。

P Cのハードウェアやアプリケーション、O A機器、インターネットなどの通信技術、インフラといった様々なものを含む。

秋田市情報セキュリティポリシー

秋田市が保有する情報の安全性を確保するためのもので、市民の個人情報や行政情報をどのように守っていくのかを定めたもの。

アプリ

アプリケーションの略。スマートフォンの画面にある、複数のボタンマークが、一つひとつアプリであり、それをタップして起動する。

R P A (アールピーエー)

Robotic Process Automationの略で、人が行う定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットにより自動化するもの。

E C (イーシー)

Electronic Commerceの略で、電子商取引の意味。インターネットで行うネットショッピングはその代表例。 E コマースとも言われる。

E B P M (イービーピーエム)

Evidence Based Policy Makingの略で、客観的な証拠やデータに基づき、政策や施策の企画および立案を行うこと。

ウェアラブルデバイス

腕や頭部等、身体に装着して利用する I C T 端末の総称。体重や血圧など日々の身体データを収集したり、メール・S N S などのチェックも可能となる。スマートウォッチと言われる時計型の装置が代表例。

W e b 3 (ウェブ・スリー)

W e b 3. 0とも呼ばれる次世代のW e b 技術。ブロックチェーン技術や分散化技術などが取り入れられており、インターネットにおけるデータ通信の正確性・安全性・正当な所有制が確保されると言われている。

A I (エーアイ)

Artificial Intelligence (人工知能) の略で、人間のように学習するコンピュータシステムのこと。車の自動運転など、様々な分野での活用が期待されている。

A R (エーアール)

Augmented Reality (拡張現実) の略。V R は仮想世界を全て構築するが、A R は現実の情景を使いながら、その中にコンピュータを使い仮想の情報を重ね合わせるという部分が異なっている。

S N S (エスエヌエス)

Social Networking Service の略。個人・複数間のコミュニケーションや交流のためにインターネット上に作られた民間サービス。具体的には、フェイスブック (FaceBook)、X (旧Twitter (ツイッター))、LINE (ライン) などがある。

e L T A X (エルタックス)

地方税の申告や申請、納税をインターネット上で行えるシステム。

オープンデータ

行政が保有するデータを加工・編集等が可能な形で公開し、営利・非営利を問わず、自由な利用を可能にすることにより、新たな価値を創造すること。

オンライン

インターネットなどのネットワークを通じて情報を送受信したり、サービスを利用したりする状態のこと。

か行

ガバメントクラウド

国が提供するクラウドサービスで、自治体が本サービスを利用することで、便利で安全安心な行政サービスの提供や、システムの導入・運用費用の削減が期待されている。

G A F A (ガーファ)

GAFAとは、Google (グーグル)、Apple (アップル)、Facebook (フェイスブック (現「Meta」))、Amazon (アマゾン) の頭文字をとったもの。この4社の様々なサービスは、インターネットを通じ、無料・有料で世界中が利用可能であり、インターネットと社会を改革したと言われている。本当の意味でのDXプレイヤー。

官民データ活用推進基本法

平成28年12月14日公布・施行。令和3年9月1日改正。

インターネットなどを通じて流通する多様かつ大量の情報を活用することにより、急速な少子高齢化の進展への対応等我が国が直面する課題の解決や、活力ある日本社会の実現に寄与することを目的としている。

G I G A (ギガ) スクール構想

令和元年度に国が打ち出した学校教育におけるICT環境に関する構想。

小・中・高等学校の高速大容量の校内LANと児童生徒1人1台のタブレット端末を整備するもの。

キャッシュレス化

紙幣や硬貨などの現金決済から、クレジットカード、電子マネー、スマホ決済アプリなどのキャッシュレスに切り替わっていくこと。

キャッシュレス決済

紙幣や硬貨などの現金を使用せずに価値を支払うこと。以前からあるクレジットカード、デビットカードも該当するが、近年スマートフォンで電子マネーやQRコード支払いなどができるようになった。

クラウド

クラウドコンピューティング(Cloud Computing)の略。データ、アプリケーション、コンピュータなどをインターネット上の資源として設置し、それをネットワーク経由で利用する仕組み。インターネットが雲(クラウド)としてよく図化されるため、このような名前になった。

グループウェア

グループ内で情報を共有したり、仕事を効率的に進めるためのツール。一般的にはメール、スケジュール管理、ファイル共有などの機能がある。

個人情報の保護に関する法律

平成15年5月30日公布・施行。令和5年6月7日改正。

個人情報の適正な取扱いに関し、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的としている。

さ行

サイバー攻撃

悪意を持つ者が、コンピュータやネットワークを悪用して、個人情報を盗んだり、システムを壊すなどの攻撃を行うこと。

サイバーセキュリティ基本法

平成26年11月12日公布、平成27年1月9日施行。令和4年6月17日改正。

インターネットやスマートフォンなどの情報通信ネットワークを安全に利用できるようにするための法律であり、サイバー攻撃から、国民の個人情報や財産を守ることを目的とする。サイバー攻撃による被害を防ぐために、国や自治体、企業、個人が連携して取り組むことを定めている。具体的には、サイバーセキュリティに関する施策の総合的な推進、研究開発の推進、教育・啓発の推進など。

サイバーセキュリティ戦略

平成27年9月4日閣議決定。

インターネット上のサイバー空間（コンピュータ・ネットワーク上の仮想空間）の安全・安心を確保するための国家戦略。

サーバ

ネットワークを通じて、ウェブページの表示やデータの保存など、様々なサービスを提供するコンピュータのこと。

三層の対策

総務省が提唱している自治体の情報セキュリティ対策で、個人情報など重要な情報を扱うネットワークと、自治体の業務システムがあるネットワークを脅威にさらされやすいインターネットからそれぞれ分離すること。

C I O（シーアイオー）

C I Oとは、Chief Information Officerの略称であり、「最高情報責任者」を意味する。

自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画

総務省が初版を令和2年12月25日策定。令和4年9月2日に【第2.0版】、令和5年11月7日に【第2.1版】として改定。主に自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体的にまとめたもの。

情報セキュリティ

大切な情報を盗難や改ざん、破壊などから守るために必要な対策を行うこと。

情報システムの標準化・共通化

自治体ごとに異なる情報システムを一定の基準や規格に基づいて統一すること。これにより、行政サービスの質や利便性の向上が期待されている。

ステークホルダー

企業や行政などの活動に影響を受ける人や団体。例えば、企業であれば、株主、従業員、顧客、取引先、地域社会などがステークホルダーに該当する。行政であれば、市民、事業者、行政機関などが該当する。

スマート農業

ロボットやセンサーなどの先端技術を活用して、農作業の効率化や生産性向上を図る農業のこと。

スマートフォン

電話やインターネットなどの機能が一体となった、携帯電話のこと。略して「スマホ」と呼ばれることがある。

生成AI（セイセイエーアイ）

Generative AIとも呼ばれるAIの一種で、大量の学習したデータから、様々な新しいコンテンツ（文章や画像など）を生成することができるようになったAIのこと。具体的には、ChatGPT（チャット・ジーピーティー）などがある。

世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画

令和2年7月17日閣議決定。

全ての国民がデジタル技術とデータ利活用の恩恵を享受するとともに、安全で安心な暮らしや豊かさを実感できるデジタル社会の実現に向けた、国全体のデジタル政策を取りまとめたもの。

セキュリティアーキテクチャー

情報システムのデータなどを守るために施すセキュリティ対策の設計方針や構成。

セキュリティクラウド

県および市町村が個別に設置しているWebサーバ等の監視対象をクラウドに集約し、一元的に監視するとともに、ログ分析・解析など高度なセキュリティ対策を講ずる仕組み。

た行

地域通貨

地域経済の活性化等を主な目的として、特定の地域内やコミュニティにおいて流通する通貨。

地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン

総務省が平成13年3月30日策定。令和5年3月28日改定。

情報セキュリティポリシー策定の参考となる地方公共団体向けガイドライン。「基本方針」と「対策基準」で構成され、策定の参考となる例文と、例文の解説が示さ

れている。

ChatGPT（チャットジーピーティー）

米OpenAI社が開発したAIの一種で、インターネットに公開されている膨大な量の文章を学習して、人間のように自然な文章を作成できるようになったAI。

DX（ディーエックス）

Digital Transformation デジタル・トランسفォーメーションを指す。英語圏では、「trans-」の略にXを使うため、DXとなる。もともと2004年にスウェーデンのウメオ大学のエリック・ストルターマン教授によって提唱された概念で、デジタル技術を社会に浸透させて人々の生活をより良いものへと変革することを意味する。

その後の日本における意味の拡大は II-2-(1)を参照。

デジタル改革関連法

令和3年5月19日公布、同年9月1日施行。

地方自治体を含む行政システムの統一を図り、官民のデジタル化を推進することで国民や民間企業の利便性を向上させるための法律。新型コロナウイルス感染症への対応において、行政のデジタル化の遅れが顕著になったことが立法を後押しした。

デジタル改革関連法は次の6法で構成される。

- ①「デジタル社会形成基本法」・・・デジタル改革に取り組む基本理念を制定。
これに伴い、IT基本法は廃止。
- ②「デジタル庁設置法」・・・内閣直属のデジタル庁を設置、各省庁や自治体のデジタル化を推進。
- ③「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」・・・行政手続きでの押印義務を廃止するほか、個人情報の扱いを国の基準に合わせて、個人情報保護委員会に一元化。
- ④「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」・・・緊急時の給付金や児童手当などの公金給付に、登録した口座の利用を可能とする。
- ⑤「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」・・・マイナンバーと預貯金口座をひも付け、災害時などの現金給付を迅速化する。
- ⑥「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」・・・令和7年度を期限に、自治体ごとに異なる行政システムの統一を目指す。

デジタル・ガバメント実行計画

令和2年12月25日閣議決定。

デジタル社会の到来に向け、様々な行政サービスのデジタル化やデジタルサービスの普及などの方針が示されている。令和3年12月「デジタル社会の実現に向けた重点計画」閣議決定に伴い、廃止。

デジタル社会形成基本法

令和3年5月19日公布、令和3年9月1日施行。令和5年6月16日改正。

デジタル社会の形成に関する、基本理念や施策策定の基本方針、国・自治体・事業者の責務、デジタル庁の設置、重点計画の作成について定めた法律。

デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針

令和2年12月25日閣議決定。

デジタル社会の将来像、IT基本法の見直しの考え方、デジタル庁設置の考え方等について、国としての方針を示すもの。

デジタル社会の実現に向けた重点計画

令和3年6月18日閣議決定。以降、毎年6月に改定。

目指すべきデジタル社会の実現に向けて、国が迅速かつ重点的に実施すべき施策を明記。

デジタルスキル

デジタル技術を扱う能力、技能。

デジタルツイン

現実の世界から収集した様々なデータを、まるで双子のようにコンピュータ上で再現する技術。機械の故障予兆検知や災害リスクの予測など、様々な分野での導入が進んでいる。

デジタルデバイド

一般的にインターネットやスマートフォンなど情報通信技術・機器の恩恵を受けることが出来る人と出来ない人の間に生じる格差を指し、通常「情報格差」と言われる。

デジタル田園都市国家構想基本方針

令和4年6月7日閣議決定。

デジタルの力を活用した地方の社会課題解決を実現するために、ハード・ソフトのデジタル基盤整備、デジタル人材の育成・確保、誰一人取り残されないための取組を行う「デジタル田園都市国家構想」において、構想が目指すべき中長期的な方向性を提示したもの。

デジタル田園都市国家構想総合戦略

令和4年12月23日策定。「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に変更した、令和5年度から令和9年度までの5か年の総合戦略。

デジタル田園都市国家構想基本方針で定めた方向性に沿って重要業績評価指標、施策の内容、工程表を示したもの。

デジタルトランスフォーメーションを推進するためのガイドライン（DX推進ガイドライン）

経済産業省で第1版として平成30年12月策定。令和4年9月13日に「デジタルガバナンス・コード2.0」に統合。

各企業の経営者が組織としてDXの実現やITシステムの構築を進めるために押さえるべきポイントがまとめられたもの。

デジタルプラットフォーマー

インターネット上の大規模なプラットフォームを通じて様々なサービスを提供する巨大IT企業を指す。具体的にはGAFAなど。

デジタルリテラシー

パソコン、スマートフォンなどのデジタル機器を適切に使える能力を指す。デジタル化推進において誰一人取り残されないために、デジタル機器を使って、サービスを利用できるようにすることが重要であり、このため学ぶ機会を重点的に拡大している。

データセンター

コンピュータ本体やネットワークなど顧客のIT機器を設置する場所を提供し、ネットワーク経由で利用できるようにする施設を指す。ただし、近年はセンター側がコンピュータや記憶機器を用意し、その一部機能をインターネットを通して提供する場合が多い。

テレワーク

情報通信技術を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。

ドローン

人が搭乗せず、遠隔操作により飛行する機器を指す。近年はカメラ等を搭載し、災害情報の調査や報道等で用いられたり、農薬散布に用いられたりする。

な行

ネットワークインフラ

ネットワーク・インフラストラクチャー（ネットワーク基盤）の略。パソコンやスマートフォンなどから、インターネットに接続を可能とする通信基盤を指す。

は行

ビッグデータ

スマートフォン等を通じた位置情報や行動履歴、インターネットやテレビの視聴・消費行動等に関する情報や小型化したセンサー等から得られる膨大なデータのこと。

引越しワンストップサービス

マイナンバーを使って引越しに必要な手続をインターネットで一括して行えるサービス。これにより市役所への出向が減り、手續がスムーズになる。

BPR（ピーピーアール）

Business process reengineeringの略。ビジネス・プロセスとは、仕事の流れや手順。BPRは、このビジネス・プロセスを根本から見直し、効率化や改善を図る手法。

標準準拠システム

国が定めるデータ要件・連携要件に関する標準化基準に適合した情報システム。

5G（ファイブジー）

5th Generation の略。スマートフォンなどに用いられる通信規格で、現在4Gから5代目としての5Gに徐々に移行している。超高速（下り20Gbps）、超低遅延（遅延1ms程度）、多数同時接続（100万端末/km²）を特徴とし、遠隔医療、車の自動運転など操作が遅延できない場合に特に利用が期待される。

VR（ブイアール）

Virtual Reality（仮想現実）の略。現実にない世界又は体験し難い状況をコンピュータによって立体的（3D）で仮想空間上に作り出す技術。利用者は画面やVRゴーグルなどで、仮想空間でキャラクターを動かすなどして操作する。現在、VRゴーグルなどが急速に進歩している。

ブロックチェーン

取引の記録をブロックと呼ばれる小さなデータの塊に分けて、鎖のようにつなぎ合わせたデータベースのこと。取引の記録を改ざんすることが非常に困難なため、仮想通貨や電子契約などの分野で活用されている。

ま行

マイナンバー

日本に住民票を有する全ての人が持つ個人識別用の番号。

マイナンバーカード

個人番号（マイナンバー）が記載された顔写真付きのカードで、様々な行政サービスに利用できるほか、本人確認のための身分証明書としても利用ができるもの。

メタバース

インターネット上の仮想空間。現実世界ではできないような体験や交流をアバター（インターネット上の自分の分身）を使って自由に楽しむことができる。

ら行

ルーター、LANスイッチ

コンピュータのネットワークからインターネットにおいては、光ケーブルなどの有線ケーブルや無線機器がコンピュータやスマートフォンに接続されているが、それらの間に存在し、通信内容を中継している無数の機器を指す。ネットワーク通信上、最も重要である。

レイヤー構造

層（レイヤー）構造。社会全体のデジタルを概観すると、基盤部分や、サービス部分など様々な部分がそれぞれでまとまり、層状に重なる概念図となる。それぞれの層は独立しながら、同じレベルの層や上・下の層と連携していくことが、層構造の概念である。

わ行

Wi-Fi（ワイファイ）

ケーブルを使わずに電波を使ってインターネットに接続（実際は、インターネットに接続されたルーターにWi-Fiで接続する。）できる技術のこと。無線LANともいう。